

株式売出目論見書の訂正事項分

令和2年11月

(第1回訂正分)

株式会社アサンテ

この目論見書により行う株式2,164,473,600円(見込額)の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)及び株式323,078,400円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第4条第1項ただし書により同項本文の規定による届出は行っていません。

なお、売出価格等については、今後訂正が行われます。

また、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

1. 株式売出目論見書の訂正理由

当社は、令和2年11月25日に、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付けを行い、引受人の買取引受けによる売出しの売出人は、当該自己株式の取得に応じて、その保有する当社普通株式の一部860,000株を売却いたしました。これに伴い、株式売出目論見書における記載内容の一部について訂正及び追加すべき事項が生じたので、後記のとおり訂正いたします。

2. 訂正事項

頁

表紙	1
第一部 証券情報	1
第2 売出要項	1
1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)	1
2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)	1
3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)	2
募集又は売出しに関する特別記載事項	2
1 自己株式の取得について	2
2 オーバーアロットメントによる売出し等について	2
自己株式の取得等の状況	3

3. 訂正箇所

訂正箇所は、_____ 頁で示してあります。

【表紙】

	<前略>	
【本目論見書により行う売出金額】	引受人の買取引受けによる売出し	2,164,473,600円
	オーバーアロットメントによる売出し	323,078,400円
	<後略>	

第一部【証券情報】

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】

<前略>

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	1,427,000株 (注) 1	2,164,473,600	東京都杉並区永福一丁目39番23号 株式会社ムネマサ

- (注) 1 当社は、令和2年11月20日(金)開催の取締役会決議に基づき、令和2年11月25日(水)に株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け（取得株式の総数1,260,300株、取得価額の総額1,863,983,700円）を行い、売出人は、当該自己株式の取得に応じて、その保有する当社普通株式の一部860,000株を売却しております。その結果、売出数は上記記載のとおりとなります。自己株式の取得の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 自己株式の取得について」をご参照下さい。
- 2 引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が売出人から213,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

<後略>

2【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】

<前略>

金融商品取引業者名	引受株式数
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	1,427,000株

<後略>

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	213,000株 (注) 1	323,078,400	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が売出人から213,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数は、オーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

<後略>

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 自己株式の取得について

当社は、令和2年11月20日（金）開催の取締役会において、資本効率の向上を図るとともに、将来の経営環境の変化に対応する機動的な資本政策の遂行を可能とするため、並びに引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴う当社普通株式需給への影響を緩和する観点から、当社普通株式につき、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けを含む株式会社東京証券取引所における市場買付けにより、取得株式の総数1,770,000株、取得価額の総額3,010,000,000円をそれぞれ上限とし、令和2年11月25日（水）から令和3年9月1日（水）までの期間を取得期間として、自己株式（当社普通株式）の取得に関する事項を決議しております。

当社は、上記取締役会決議に基づき、令和2年11月25日（水）に株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付け（取得株式の総数1,260,300株、取得価額の総額1,863,983,700円）を行い、売出人は、当該自己株式の取得に応じて、その保有する当社普通株式の一部860,000株を売却しております。

<後略>

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が売出人から213,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、213,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日を行使期限（以下「グリーンシュエアプションの行使期限」という。（注））として売出人から付与されます。

<後略>

自己株式の取得等の状況

(対象期間 令和2年11月25日)

令和2年11月25日

株式の種類 普通株式

1【取得状況】

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

令和2年11月25日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(令和2年11月20日)での決議状況 (取得期間 令和2年11月25日～令和3年9月1日)	1,770,000		3,010,000,000
対象期間における取得自己株式(取得日)	11月25日	1,260,300	1,863,983,700
計	二	1,260,300	1,863,983,700
自己株式取得の進捗状況(%)	71.20		61.93

(注) 1 取得自己株式は、約定日ベースで記載しております。

2 自己株式取得の進捗状況については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

2【処理状況】

該当事項はありません。

3【保有状況】

令和2年11月25日現在

対象期間末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	12,348,500
保有自己株式数	295

(注) 保有自己株式数は、受渡しベースで記載しており、令和2年11月25日に取得した1,260,300株の受渡しは、令和2年11月27日に行われます。なお、令和2年11月1日から令和2年11月25日までの単元未満株式の買取りによる加算及び買増し請求の売渡しによる減算はしていません。

株式売出目論見書

令和 2 年 11 月



株式会社 アサンテ

この目論見書により行う株式3,297,523千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）及び株式494,477千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第4条第1項ただし書により同項本文の規定による届出は行っておりません。

なお、売出価格等については、今後訂正が行われます。

また、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

今後、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕 <https://www.asante.co.jp/ir/news/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたしません。ただし、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

なお、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

株式売出目論見書

売出価格 未定

株式会社 アサンテ

東京都新宿区新宿一丁目33番15号

1. 会社概要

会社名	株式会社アサンテ
代表者	代表取締役社長 宮内 征
本店所在地	東京都新宿区新宿一丁目33番15号
設立年月日	昭和48年9月18日
資本金	11億5,641万円（令和2年3月31日現在）
従業員数	962名（令和2年3月31日現在）
事業内容	白蟻防除関連の施工、基礎補修・家屋補強などのリフォーム業

2. 沿革

昭和48年9月	東京都府中市美好町二丁目36番地に三洋消毒(株)（現、(株)アサンテ）を設立し、白蟻等の害虫・害獣防除業を開始
昭和54年9月	藤枝市農業協同組合と業務提携（以降各地農業協同組合と提携）
平成2年12月	静岡県引佐郡三ヶ日町（現、静岡県浜松市北区三ヶ日町）に総合研修所（現、三ヶ日総合研修センター）を新設
平成6年1月	業務領域の拡大に伴いCI（コーポレートアイデンティティ）を導入し、商号を(株)アサンテに変更
平成8年4月	本社を新宿区新宿一丁目33番15号に移転
平成11年4月	身体障害者及び知的障害者の雇用促進を図るため、特例子会社(株)ヒューマン・グリーンサービスを設立
平成14年1月	家屋の柱や土台等の接合部を補強する家屋補強システム施工の販売を開始
3月	福島県耶麻郡猪苗代町に猪苗代総合研修センターを新設
6月	(株)伊万里ブルワリー（旧(株)伊万里製作所）を子会社化
平成17年10月	基礎の亀裂補修を図ると共に、表面劣化を抑制する基礎補修施工の販売を開始
平成18年6月	経済産業省の「平成18年度サービスロボット市場創出支援事業」に当社「シロアリ防除のロボット化」が採択され、研究開発を開始
7月	日本における白蟻防除の必要性を広く認知してもらうため、白蟻探知能力を持つ「シロアリ探知犬」をアメリカから導入
平成19年9月	耐震補強施工「アサンテ耐震システム」を独自開発し、財団法人日本建築防災協会（現、一般財団法人日本建築防災協会）の技術評価を取得
平成21年6月	前代表取締役社長の宗政誠が社団法人日本訪問販売協会（現、公益社団法人日本訪問販売協会）の監事に就任
7月	子会社(株)伊万里製作所を吸収合併し、伊万里工場と改称
平成22年10月	トコジラミ被害への対策として、トコジラミの探知能力を持つ、「トコジラミ探知犬」をアメリカから導入
平成25年3月	東京証券取引所市場第二部へ上場
平成26年4月	東京証券取引所市場第一部指定
平成27年3月	三ヶ日総合研修センターを建替え
平成31年1月	高断熱施工の販売を本格開始
令和2年6月	代表取締役社長 宮内征が公益社団法人日本訪問販売協会監事に就任
7月	株式会社ハートフルホームを子会社化

3. 経営理念

「人と技術を育て、人と家と森を守る」

当社は、シロアリ対策・地震対策でお客様に安全・安心を提供し、既存住宅の長寿命化を推進することによって、住宅問題や環境問題などの社会課題解決にも貢献します。

4. 事業内容

当社は、木造家屋を対象とした「白蟻防除」、「湿気対策」、「地震対策」の各種施工を主力事業としております。また、その他のサービスとして、住宅リフォームも行なっております。

これらの施工とアフターメンテナンスとの組み合わせによって、「総合ハウスメンテナンスサービス」を効率的に提供しております。

また、主にホテルやオフィスビル・飲食店等の法人所有物件を対象に、トコジラミやゴキブリ・ネズミ等の害虫・害獣防除を行っております。

対象先	商品（サービス）	内 容
既存木造住宅	白蟻防除	白蟻の発生予防と駆除
	湿気対策	腐朽・カビ・白蟻等の発生予防
	地震対策	基礎コンクリートの補修、木材接合部分の補強
	維持対策	リフォーム・新築等工事、耐震工事
	エコ対策	太陽光発電システムの施工
ホテル 飲食店 オフィス	害虫防除	ゴキブリ・ダニ・トコジラミ・ハチ等害虫の予防・駆除等
	害獣防除	ネズミ・ハト等の予防・駆除等
	衛生対策	病院等施設の清潔度に合わせた殺菌消毒等

4. 事業内容

【白蟻防除】

床下の調査



白蟻防除の施工

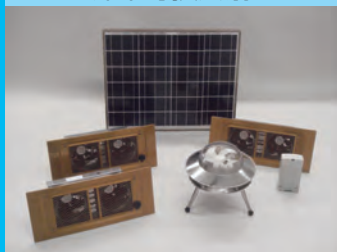


白蟻、水回りの湿気、水漏れ、カビ、腐朽などに関する調査を行います。

調査をもとに、安全性の高い薬剤を使い、丁寧な施工で確実に白蟻防除を実施しております。

【湿気対策】

床下等換気扇



調湿材



白蟻の発生や木材の腐朽を防ぐには湿気対策が有効です。そのため、床下等への換気扇取付及び調湿材敷設施工を行っております。

【地震対策】

基礎補修



家屋補強



地震に備えて、基礎の強度回復を図るとともに、表面劣化を抑制する基礎補修施工や、木造家屋の接合部を金物で補強する家屋補強システム施工を行っております。

【その他】

害虫・害獣防除

リフォーム

その他

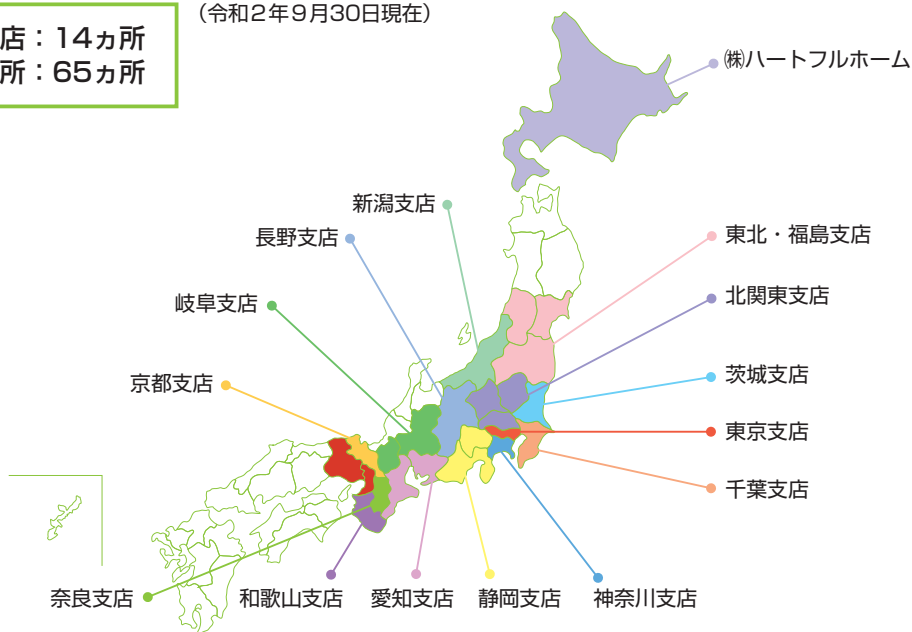
オフィスビル・飲食店等を対象にゴキブリ・ネズミ等の害虫・害獣防除や、快適な空間を維持するための総合的な環境改善提案を実施しております。

また、お客様のニーズにあったリフォーム等を行っております。

5. 店舗ネットワーク

支店：14カ所
営業所：65カ所

(令和2年9月30日現在)



6. 当社の取り組み

シロアリ探知犬・トコジラミ探知犬

当社は、平成18年にシロアリ探知犬、そして平成22年にトコジラミ探知犬をそれぞれ日本で初めてアメリカから導入しました。

探知犬とは、白蟻やトコジラミの「におい」を嗅ぎ分けられるように訓練を受けた犬です。

白蟻の目視調査については、これまで、壁板をはがさなければならなかった壁の中などが、犬の嗅覚によって非破壊で調査できるようになりました。

また、近年、宿泊施設などで問題となっている吸血被害をもたらすトコジラミについては、少数のトコジラミであっても、約95%の確率で探知が可能です。

探知犬チーム「くんくんズ®」



シロアリ探知犬「アリス」



シロアリ探知犬「ノコ」



シロアリ探知犬「ビート」



シロアリ探知犬「サラ」



トコジラミ探知犬「サムソン」



トコジラミ探知犬「ノック」



トコジラミ探知犬「ラリー」

7. 経営指標等の推移

回次		第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月		平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月
売上高	(千円)	13,273,740	13,852,424	13,990,020	14,501,203	14,432,951
経常利益	(千円)	2,339,964	1,686,653	2,155,405	2,314,374	2,380,849
当期純利益	(千円)	1,485,573	1,266,133	1,411,388	1,515,720	1,580,466
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	1,156,410	1,156,410	1,156,410	1,156,410	1,156,410
発行済株式総数	(株)	12,341,900	12,341,900	12,341,900	12,341,900	12,341,900
純資産	(千円)	10,359,194	10,847,792	11,666,538	12,541,077	13,417,810
総資産	(千円)	14,025,766	14,149,079	15,214,497	16,077,163	16,569,752
1株当たり純資産額	(円)	839.36	878.95	945.29	1,016.16	1,087.20
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	40 (—)	46 (23)	50 (25)	54 (27)	60 (30)
1株当たり当期純利益	(円)	120.37	102.59	114.36	122.81	128.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	73.9	76.7	76.7	78.0	81.0
自己資本利益率	(%)	15.1	11.9	12.5	12.5	12.2
株価収益率	(倍)	13.1	15.9	17.4	17.7	11.9
配当性向	(%)	33.2	44.8	43.7	44.0	46.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,648,470	1,411,147	1,655,622	1,722,084	1,524,044
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△29,650	△55,221	△47,220	△137,573	10,231
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△483,396	△883,886	△786,797	△769,080	△752,787
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	6,156,713	6,628,752	7,450,357	8,265,788	9,047,275
従業員数	(名)	983	1,067	1,040	1,022	962

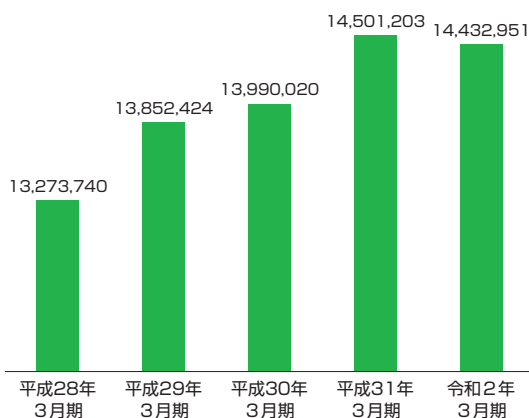
注:

1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 第43期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 従業員数には、受入出向者、嘱託及び契約社員を含み、派遣出向者は含まれておりません。

7. 経営指標等の推移

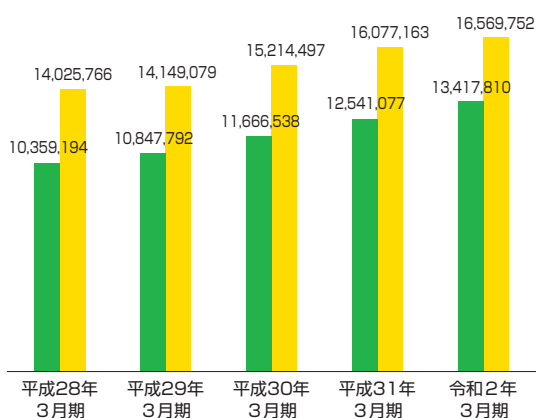
売上高

単位 (千円)



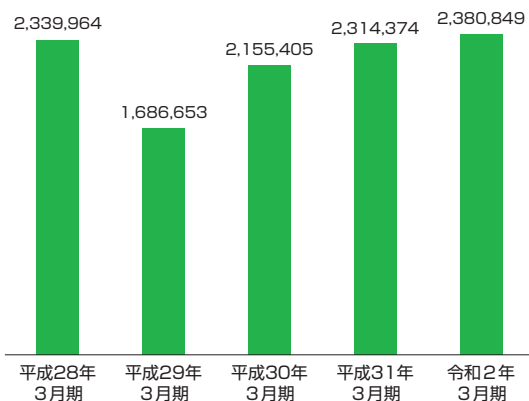
純資産／総資産

単位 (千円)



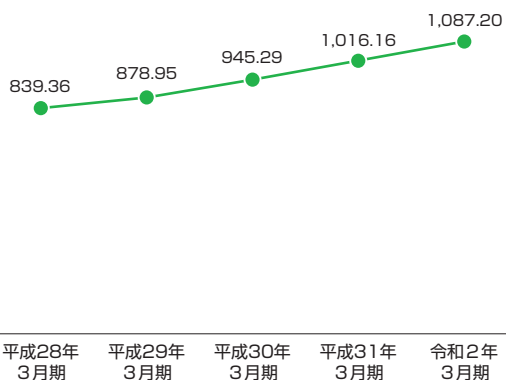
経常利益

単位 (千円)



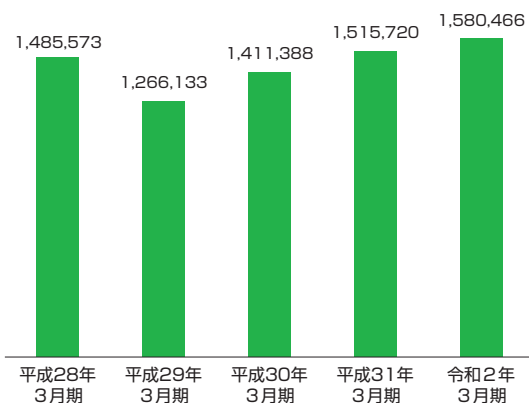
1株当たり純資産額

単位 (円)



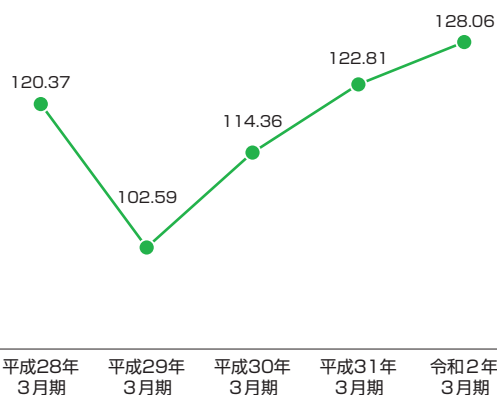
当期純利益

単位 (千円)



1株当たり当期純利益

単位 (円)

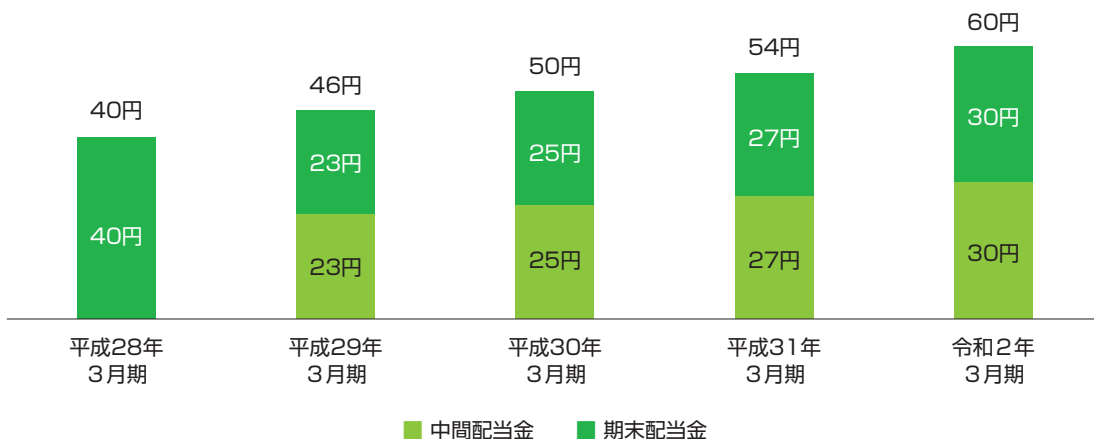


8. 株主還元

配当政策

当社は、株主に対する利益還元を最優先に考えております。剰余金の配当につきましては、安定的な配当の維持を基本として、企業体質の強化及び内部留保の充実等を総合的に勘案のうえ決定しております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の配当を行なうことを基本方針としております。



株主優待

当社では、毎年9月30日、3月31日現在の株主名簿に記録された1単元（100株）以上保有している株主を対象に、三菱UFJニコスギフトカード1,000円分を贈呈しております。



目 次

【表紙】

(株価情報等)

頁

1	【株価、PER及び株式売買高の推移】	1
2	【大量保有報告書等の提出状況】	2
第一部	【証券情報】	3
第1	【募集要項】	3
第2	【売出要項】	3
1	【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】	3
2	【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】	5
3	【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	7
4	【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	7
	【募集又は売出しに関する特別記載事項】	8
第3	【第三者割当の場合の特記事項】	9
第二部	【公開買付けに関する情報】	10
第三部	【追完情報】	10
第四部	【組込情報】	14

有価証券報告書（第47期）

【表紙】	15	
第一部	【企業情報】	16
第1	【企業の概況】	16
1	【主要な経営指標等の推移】	16
2	【沿革】	17
3	【事業の内容】	18
4	【関係会社の状況】	18
5	【従業員の状況】	18
第2	【事業の状況】	19
1	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	19
2	【事業等のリスク】	20
3	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	22
4	【経営上の重要な契約等】	24
5	【研究開発活動】	24
第3	【設備の状況】	25
1	【設備投資等の概要】	25
2	【主要な設備の状況】	25
3	【設備の新設、除却等の計画】	25

第4	【提出会社の状況】	26
1	【株式等の状況】	26
2	【自己株式の取得等の状況】	28
3	【配当政策】	28
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	29
第5	【経理の状況】	37
1	【財務諸表等】	38
第6	【提出会社の株式事務の概要】	62
第7	【提出会社の参考情報】	63
1	【提出会社の親会社等の情報】	63
2	【その他の参考情報】	63
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	64
	監査報告書	65
	四半期報告書（第48期第2四半期）	
	【表紙】	68
第一部	【企業情報】	69
第1	【企業の概況】	69
1	【主要な経営指標等の推移】	69
2	【事業の内容】	69
第2	【事業の状況】	70
1	【事業等のリスク】	70
2	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	70
3	【経営上の重要な契約等】	71
第3	【提出会社の状況】	72
1	【株式等の状況】	72
2	【役員の状況】	74
第4	【経理の状況】	75
1	【四半期連結財務諸表】	76
2	【その他】	85
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	86
	四半期レビュー報告書	87
第五部	【提出会社の保証会社等の情報】	89
第六部	【特別情報】	89

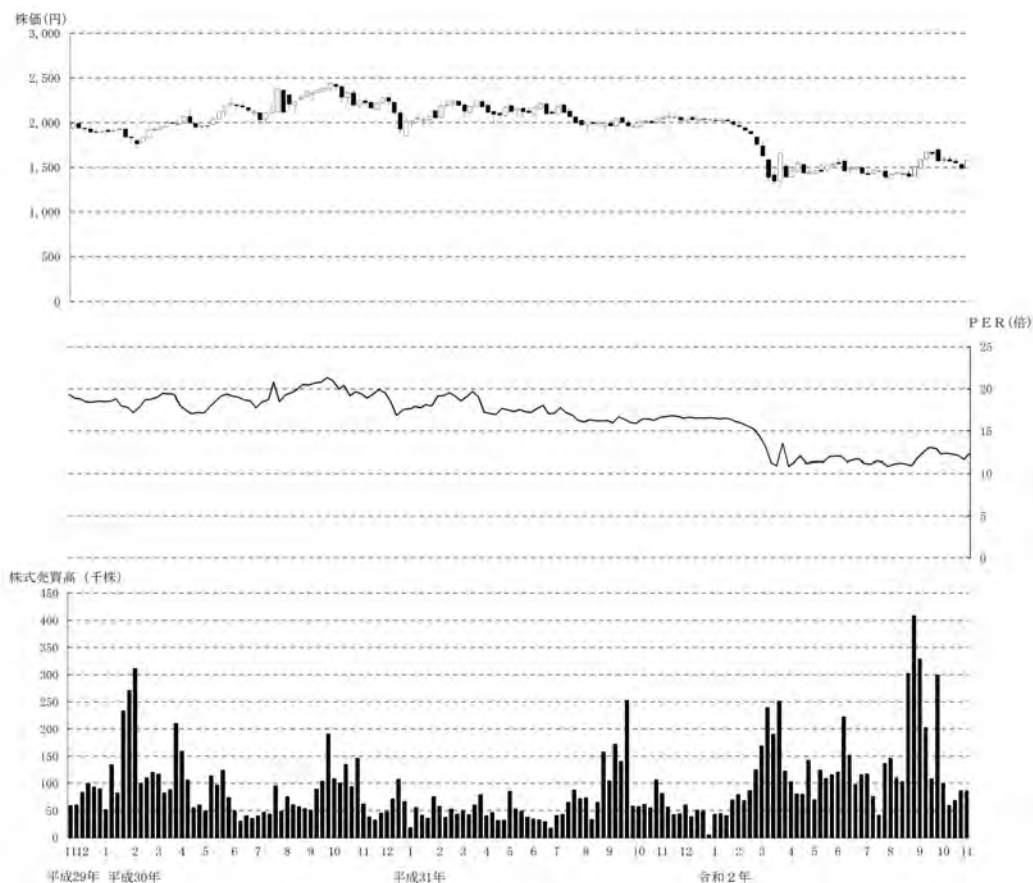
【表紙】

【会社名】	株式会社アサンテ
【英訳名】	ASANTE INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮内 征
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿一丁目33番15号
【電話番号】	03-3226-5511(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 富永 哲夫
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿一丁目33番15号
【電話番号】	03-3226-5511(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 富永 哲夫
【本目論見書により行う売出有価証券の種類】	株式
【本目論見書により行う売出金額】	引受人の買取引受けによる売出し 3,297,523,000円 オーバーアロットメントによる売出し 494,477,000円 (注) 売出金額は、売出価額の総額であり、令和2年11月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	<ol style="list-style-type: none">1 今回の売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

(株価情報等)

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成29年11月20日から令和2年11月6日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

1株当たり当期純利益は、以下の値を使用しております。

平成29年11月20日から平成30年3月31日については、平成29年3月期有価証券報告書の平成29年3月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成30年4月1日から平成31年3月31日については、平成30年3月期有価証券報告書の平成30年3月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成31年4月1日から令和2年3月31日については、平成31年3月期有価証券報告書の平成31年3月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

令和2年4月1日から令和2年11月6日については、令和2年3月期有価証券報告書の令和2年3月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2【大量保有報告書等の提出状況】

令和2年5月20日から令和2年11月6日までの間における当社普通株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者（大量保有者）の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数（株）	株券等保有割合（%）
ユナイテッド・マ ネージャーズ・ジャ パン株式会社	令和2年6月11日	令和2年6月18日	大量保有報告書	618,100	5.01
ユナイテッド・マ ネージャーズ・ジャ パン株式会社	令和2年7月31日	令和2年8月7日	変更報告書	403,800	3.27

（注）上記の大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）】

令和2年12月1日(火)から令和2年12月3日(木)までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出しに係る株式の所有者（以下「売出人」という。）に支払い、本売出し（以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。）における売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	2,174,000株 (注) 1	3,297,523,000	東京都杉並区永福一丁目39番23号 株式会社ムネマサ

- (注) 1 当社は、令和2年11月20日(金)開催の取締役会において、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けを含む株式会社東京証券取引所における市場買付けにより、取得株式の総数1,770,000株、取得価額の総額3,010,000,000円をそれぞれ上限とし、令和2年11月25日(水)から令和3年9月1日(水)までの期間を取得期間として、自己株式（当社普通株式）の取得に関する事項を決議しており、令和2年11月25日（水）から令和2年11月26日（木）までの期間において、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得を実施する場合があります。今後、当社が当該決議に基づき自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得を決定した場合、売出人が、当該自己株式の取得に応じて、その保有する当社普通株式の一部を売却する可能性があります。かかる場合、上記記載の売出数が減少することがあります。なお、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得に関し、当社は、売出人より、その保有する当社普通株式の一部860,000株をもって応じる意向を有している旨の連絡を受けております。自己株式の取得の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 自己株式の取得について」をご参照下さい。
- 2 引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が売出人から326,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、上記（注）1に記載の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得に伴い、引受人の買取引受けによる売出しの売出数が減少した場合、併せてオーバーアロットメントによる売出しの売出数も減少することがあります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 3 引受人の買取引受けによる売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 5 売価額の総額は、令和2年11月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 単位	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1、2 売出価格等決定 日の株式会社東 京証券取引所 における当社普通 株式の終値（当 日に終値のない 場合は、その日 に先立つ直近日 の終値）に0.90 ～1.00を乗じた 価格（1円未満 端数切捨て）を 仮条件としま す。	未定 (注) 1、 2	自 令和2年 12月4日(金) 至 令和2年 12月7日(月) (注) 3	100株	1株に つき売 出価格 と同一 の金額	右記金融 商品取引 業者の本 店及び全 国各支店	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号 三菱UFJモルガン・スタ ンレー証券株式会社	(注) 4

(注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、令和2年12月1日(火)から令和2年12月3日(木)までの間のいずれかの日（売出価格等決定日）に売出価格を決定し、併せて引受価額（売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金）を決定いたします。

今後、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<https://www.asante.co.jp/ir/news/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。ただし、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

なお、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2 前記「1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 株式の受渡期日は、令和2年12月10日(木)であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、売出価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で令和2年11月30日(月)から令和2年12月3日(木)までを予定しておりますが、実際の売出価格等の決定期間は、令和2年12月1日(火)から令和2年12月3日(木)までを予定しております。

したがって、

① 売出価格等決定日が令和2年12月1日(火)の場合、申込期間は「自 令和2年12月2日(水) 至 令和2年12月3日(木)」、受渡期日は「令和2年12月8日(火)」

② 売出価格等決定日が令和2年12月2日(水)の場合、申込期間は「自 令和2年12月3日(木) 至 令和2年12月4日(金)」、受渡期日は「令和2年12月9日(水)」

③ 売出価格等決定日が令和2年12月3日(木)の場合は、上記申込期間及び受渡期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	2,174,000株 (注) 9

5 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

9 前記「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」欄外(注)1に記載のとおり、上記記載の引受株式数が減少することがあり、令和2年11月25日(水)から令和2年11月26日(木)までの間に決定されます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	326,000株 (注) 1	494,477,000	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が売出人から326,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数は、オーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。また、当該需要状況による減少とは別に、前記「1. 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」(注) 1に記載の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得に伴い、引受人の買取引受けによる売出しの売出数が減少した場合、併せてオーバーアロットメントによる売出しの売出数も減少することがあります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受けによる売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<https://www.asante.co.jp/ir/news/>）（新聞等）で公表いたします。ただし、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

なお、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

- 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 売出価額の総額は、令和2年11月6日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 令和2年12月4日(金) 至 令和2年12月7日(月) (注) 1	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の本店及び全国各支店	—	—

(注) 1 株式の受渡期日は、令和2年12月10日(木)であります。

売出価格及び申込期間及び受渡期日については、前記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」において決定される売出価格及び申込期間及び受渡期日とそれぞれ同一といたします。

- 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 申込証拠金には、利息をつけません。
- 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 自己株式の取得について

当社は、令和2年11月20日（金）開催の取締役会において、資本効率の向上を図るとともに、将来の経営環境の変化に対応する機動的な資本政策の遂行を可能とするため、並びに引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴う当社普通株式需給への影響を緩和する観点から、当社普通株式につき、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けを含む株式会社東京証券取引所における市場買付けにより、取得株式の総数1,770,000株、取得価額の総額3,010,000,000円をそれぞれ上限とし、令和2年11月25日（水）から令和3年9月1日（水）までの期間を取得期間として、自己株式（当社普通株式）の取得に関する事項を決議しており、令和2年11月25日（水）から令和2年11月26日（木）までの期間において、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得を実施する場合があります。

今後、当社が当該決議に基づき自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得を決定した場合、売出人が、当該自己株式の取得に応じて、その保有する当社普通株式の一部を売却する可能性があります。かかる場合、引受人の買取引受けによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出数が減少することがあります。なお、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得に関し、当社は、売出人より、その保有する当社普通株式の一部860,000株をもって応じる意向を有している旨の連絡を受けております。

又、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けの実施日の翌営業日以降、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日までの期間については、市場買付けによる自己株式の取得を行いません。従って、市場買付けによる自己株式の取得は引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日の翌営業日から令和3年9月1日（水）までの期間を取得期間（注）として実施する予定です。

（注）市場買付けによる自己株式の取得期間は、

- ① 売出価格等決定日が令和2年12月1日（火）の場合、「令和2年12月9日（水）から令和3年9月1日（水）までの間」
 - ② 売出価格等決定日が令和2年12月2日（水）の場合、「令和2年12月10日（木）から令和3年9月1日（水）までの間」
 - ③ 売出価格等決定日が令和2年12月3日（木）の場合、「令和2年12月11日（金）から令和3年9月1日（水）までの間」
- となります。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が売出人から326,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、326,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。また、当該需要状況による減少とは別に、前記「1 自己株式の取得について」に記載の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得に伴い、引受人の買取引受けによる売出しの売出数が減少した場合、併せてオーバーアロットメントによる売出しの売出数も減少することがあります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日行使期限（以下「グリーンシュエーションの行使期限」という。（注））として売出人から付与されます。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、売出人から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオー

バーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返還に充当後の残余の借入れ株式は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返還されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による売出人からの当社普通株式の借入れ、売出人から三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

（注）グリーンシュエーションの行使期限及びシンジケートカバー取引期間は、

- ① 売出価格等決定日が令和2年12月1日(火)の場合、グリーンシュエーションの行使期限は「令和2年12月8日(火)」、シンジケートカバー取引期間は「令和2年12月4日(金)から令和2年12月8日(火)までの間」
- ② 売出価格等決定日が令和2年12月2日(水)の場合、グリーンシュエーションの行使期限は「令和2年12月9日(水)」、シンジケートカバー取引期間は「令和2年12月5日(土)から令和2年12月9日(水)までの間」
- ③ 売出価格等決定日が令和2年12月3日(木)の場合、グリーンシュエーションの行使期限は「令和2年12月10日(木)」、シンジケートカバー取引期間は「令和2年12月8日(火)から令和2年12月10日(木)までの間」

となります。

3 ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である株式会社ムネマサ、当社株主である宗政ヨシ、宗政信傑、宗政英傑及び渋谷健一は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出しによる売却等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割による当社普通株式の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第47期事業年度）及び四半期報告書（第48期事業年度第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、令和2年11月20日までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は令和2年11月20日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。また、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第47期事業年度）の提出日（令和2年6月22日）以後、令和2年11月20日までの間において、次のとおり臨時報告書及び臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

I 令和2年6月22日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社は、令和2年6月19日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

令和2年6月19日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金30円 総額370,248,150円

③ 効力発生日

令和2年6月22日

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役として石上祥光氏を選任するものであります。

第3号議案 故代表取締役社長 宗政誠氏に対する退職慰労金並びに弔慰金贈呈の件

故代表取締役社長 宗政誠氏に対して、当社における一定の基準に従い、退職慰労金として354,445千円、弔慰金として34,200千円を贈呈するものであります。

第4号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打切り支給の件

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、取締役6名及び監査役3名に対し、本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社における一定の基準に従い、取締役については総額85,526千円以内（うち社外取締役は4,690千円以内）、監査役については総額21,278千円以内において、それぞれ役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給をするものであります。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件
 取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものであります。支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額60,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与を含みません）とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成（反対）割合 (%)
第1号議案 剰余金の配当の件	61,312	97	0	(注) 1	可決 99.86
第2号議案 取締役1名選任の件 石上 祥光	59,680	1,728	0	(注) 2	可決 98.41
第3号議案 故代表取締役社長宗政誠氏に対する退職慰労金並びに弔慰金贈呈の件	49,679	5,029	6,701	(注) 1	可決 89.53
第4号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給の件	51,331	10,078	0	(注) 1	可決 91.00
第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件	60,907	502	0	(注) 1	可決 99.50

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

II 令和2年6月23日提出の臨時報告書の訂正報告書

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

令和2年6月22日に提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

2 報告内容の(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3 訂正箇所

訂正箇所は____を付して表示しております。

2 報告内容

- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

(訂正前)

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の配当の件	61,312	97	0	(注) 1	可決 99.86
第2号議案 取締役1名選任の件 石上 祥光	59,680	1,728	0	(注) 2	可決 98.41
第3号議案 故代表取締役社長宗政誠氏に対する退職慰労金並びに弔慰金贈呈の件	49,679	5,029	6,701	(注) 1	可決 89.53
第4号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打切り支給の件	51,331	10,078	0	(注) 1	可決 91.00
第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件	60,907	502	0	(注) 1	可決 99.50

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の配当の件	<u>112,476</u>	97	0	(注) 1	可決 99.86
第2号議案 取締役1名選任の件 石上 祥光	<u>110,844</u>	1,728	0	(注) 2	可決 98.41
第3号議案 故代表取締役社長宗政誠氏に対する退職慰労金並びに弔慰金贈呈の件	<u>100,843</u>	5,029	6,701	(注) 1	可決 89.53
第4号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打切り支給の件	<u>102,495</u>	10,078	0	(注) 1	可決 91.00
第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額決定の件	<u>112,071</u>	502	0	(注) 1	可決 99.50

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第47期事業年度）の「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、当該有価証券報告書の提出日(令和2年6月22日)以降、令和2年11月20日までの間において、次のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和2年8月11日 (注)	6,600	12,348,500	4,785	1,161,195	4,785	861,195

(注) 譲渡制限付株式報酬の付与を目的とした新株式の有償発行によるものです。

発行価額 1,450円

発行総額 9,570,000円

割当先 取締役(社外取締役を除く)5名

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第47期)	自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日	令和2年6月22日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第48期第2四半期)	自 令和2年7月1日 至 令和2年9月30日	令和2年11月6日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（E D I N E T）を使用して提出したデータを出力・印刷したものです。

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年6月22日
【事業年度】	第47期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
【会社名】	株式会社アサンテ
【英訳名】	ASANTE INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮内 征
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿一丁目33番15号
【電話番号】	03-3226-5511(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 富永 哲夫
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿一丁目33番15号
【電話番号】	03-3226-5511(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 富永 哲夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 決算年月	第43期 平成28年3月	第44期 平成29年3月	第45期 平成30年3月	第46期 平成31年3月	第47期 令和2年3月
売上高 (千円)	13,273,740	13,852,424	13,990,020	14,501,203	14,432,951
経常利益 (千円)	2,339,964	1,686,653	2,155,405	2,314,374	2,380,849
当期純利益 (千円)	1,485,573	1,266,133	1,411,388	1,515,720	1,580,466
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	1,156,410	1,156,410	1,156,410	1,156,410	1,156,410
発行済株式総数 (株)	12,341,900	12,341,900	12,341,900	12,341,900	12,341,900
純資産 (千円)	10,359,194	10,847,792	11,666,538	12,541,077	13,417,810
総資産 (千円)	14,025,766	14,149,079	15,214,497	16,077,163	16,569,752
1株当たり純資産額 (円)	839.36	878.95	945.29	1,016.16	1,087.20
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	40 (—)	46 (23)	50 (25)	54 (27)	60 (30)
1株当たり当期純利益 (円)	120.37	102.59	114.36	122.81	128.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	73.9	76.7	76.7	78.0	81.0
自己資本利益率 (%)	15.1	11.9	12.5	12.5	12.2
株価収益率 (倍)	13.1	15.9	17.4	17.7	11.9
配当性向 (%)	33.2	44.8	43.7	44.0	46.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,648,470	1,411,147	1,655,622	1,722,084	1,524,044
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△29,650	△55,221	△47,220	△137,573	10,231
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△483,396	△883,886	△786,797	△769,080	△752,787
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	6,156,713	6,628,752	7,450,357	8,265,788	9,047,275
従業員数 (名)	983	1,067	1,040	1,022	962
株主総利回り (%)	127.1	134.3	166.4	185.8	139.0
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.5)	(101.8)
最高株価 (円)	1,970	1,842	2,157	2,451	2,236
最低株価 (円)	1,269	1,354	1,610	1,850	1,283

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 第43期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 従業員数は前事業年度より以下のとおり算出方法を変更致しました。これに伴い、第43期から第45期についても記載を変更しております。
従来、従業員数は派遣出向者、嘱託及び有期・無期契約社員を除いた人数を記載しておりましたが、前事業年度より、従業員数には、受入出向者、嘱託及び契約社員を含み、派遣出向者は含まれておりません。
5. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

当社は、前代表取締役社長である宗政誠が昭和45年5月に東京都府中市美好町二丁目36番地において「三洋消毒社」を創業し、白蟻防除を中心とした業務を開始したことに始まっております。

宗政誠は、この個人商店である「三洋消毒社」での事業活動から白蟻防除事業の必要性を実感し、その後の日本列島改造ブームによって同事業の将来性にも確信を持ち、さらなる業容の拡大とより広い地域社会への貢献を目指して、昭和48年9月18日、同所において三洋消毒株式会社（現、㈱アサンテ）を設立するに至りました。

三洋消毒株式会社設立以後の事業内容の変遷を年代順に記載すると以下のとおりであります。

年月	概要
昭和48年9月	東京都府中市美好町二丁目36番地に三洋消毒(株)（現、㈱アサンテ）を設立し、白蟻等の害虫・害獣防除業を開始
昭和49年5月	本社を東京都府中市片町二丁目15番93号に移転
9月	神奈川県藤沢市に神奈川営業所（現、湘南営業所）を新設（以降順次営業所を開設）
昭和54年9月	藤枝市農業協同組合と業務提携（以降各地農業協同組合と提携）
昭和57年3月	本社を東京都府中市宮西町五丁目8番1号に移転
昭和61年3月	法人向け殺虫・殺鼠等のトータルサニテーション事業（TS事業）の強化を図るため、法人向け部門を分離し、TS事業部（現、TS営業部）を新設
昭和62年9月	本社を東京都府中市から東京都新宿区新宿一丁目15番9号に移転
昭和63年3月	販売体制のさらなる強化を図るため、茨城県経済農業協同組合連合会と業務提携（以降各地全国農業協同組合連合会県本部と業務提携）
平成2年12月	静岡県引佐郡三ヶ日町（現、静岡県浜松市北区三ヶ日町）に総合研修所（現、三ヶ日総合研修センター）を新設
平成6年1月	業務領域の拡大に伴いC I（コーポレートアイデンティティ）を導入し、商号を㈱アサンテに変更
3月	リフォーム事業に進出するため、住宅事業部を新設
平成8年4月	本社を新宿区新宿一丁目33番15号に移転
	一般家屋向けメンテナンスサービスの充実を図るため、CS（カスタマーサティスファクション）業務を開始
平成11年4月	身体障害者及び知的障害者の雇用促進を図るため、特例子会社㈱ヒューマン・グリーンサービスを設立
平成14年1月	家屋の柱や土台等の接合部を補強する家屋補強システム施工の販売を開始
3月	福島県耶麻郡猪苗代町に猪苗代総合研修センターを新設
4月	お客様満足度のさらなる向上を目指すため、お客様相談室を新設
6月	㈱伊万里ブルワリー（旧㈱伊万里製作所）を子会社化
平成17年10月	基礎の亀裂補修を図ると共に、表面劣化を抑制する基礎補修施工の販売を開始
平成18年6月	経済産業省の「平成18年度サービスロボット市場創出支援事業」に当社「シロアリ防除のロボット化」が採択され、研究開発を開始
7月	日本における白蟻防除の必要性を広く認知してもらうため、白蟻探知能力を持つ「シロアリ探知犬」をアメリカから導入
平成19年9月	耐震補強施工「アサンテ耐震システム」を独自開発し、財団法人日本建築防災協会（現、一般財団法人日本建築防災協会）の技術評価を取得
平成20年11月	経営戦略の精度向上や、年度計画の策定・推進・管理等の効率化を図るため、決算期を8月から3月に変更
平成21年4月	住宅事業部を廃止し、HA事業部（現、HA営業推進部）にその業務を統合
6月	前代表取締役社長の宗政誠が社団法人日本訪問販売協会（現、公益社団法人日本訪問販売協会）の監事に就任
7月	子会社㈱伊万里製作所を吸収合併し、伊万里工場と改称
10月	太陽光発電システムの需要拡大に伴い、本格販売開始
平成22年4月	エコ事業推進部を新設し、太陽光発電システムとリフォームの業務をHA事業部（現、HA営業推進部）より移管
10月	トコジラミ被害への対策として、トコジラミの探知能力を持つ、「トコジラミ探知犬」をアメリカから導入
平成25年3月	東京証券取引所市場第二部へ上場
平成25年6月	エコ事業推進部を廃止し、HA事業部（現、HA営業推進部）にその業務を統合
平成26年4月	東京証券取引所市場第一部指定
平成27年2月	お客様とのリレーション強化や営業活動のバックアップを推進するため、サービス審査室（現、お客様相談室サービス審査課）を新設
平成27年3月	三ヶ日総合研修センターを建替え
平成31年1月	高断熱施工の販売を本格開始

3 【事業の内容】

当社企業グループは、株式会社アサンテ（当社）、株式会社ヒューマン・グリーンサービス（非連結子会社）により構成されております。

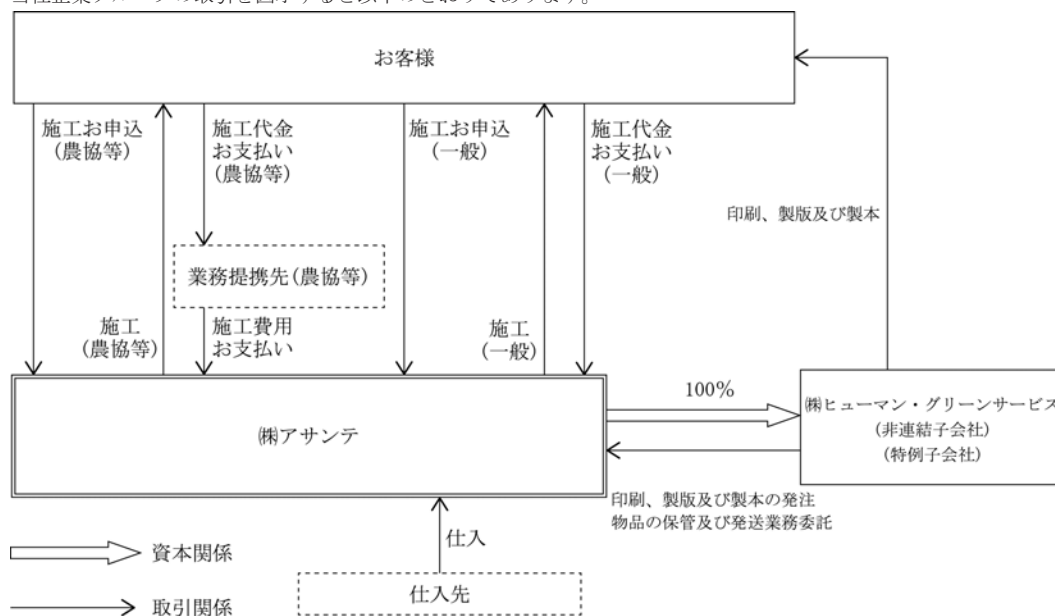
当社は、木造家屋を対象とした「白蟻対策」、「湿気対策」、「地震対策」の各種施工を主力事業としております。また、その他のサービスとして、住宅リフォームも行なっております。

これらの施工とアフターメンテナンスとの組み合わせによって、「総合ハウスマンテナンスサービス」を効率的に提供しております。

また、主にホテルやオフィスビル・飲食店等の法人所有物件を対象に、トコジラミやゴキブリ・ネズミ等の害虫・害獣防除を行なっております。

株式会社ヒューマン・グリーンサービスは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく特例子会社であり、当社及び一般法人を対象に、商業印刷物、事務用印刷物の印刷、製版及び製本等を行なっております。

当社企業グループの取引を図示すると以下のとおりであります。



- (注) 1. 図中の「農協等」については、農協等との提携による取引を図示しております。
 2. 当社は、「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等(1)販売等に関する提携」に記載のとおり、農協等の指定業者として営業活動を行なっております。
 3. 「農協等」には、全国農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会県本部、協同会社（全国農業協同組合連合会県本部関係会社）、農業協同組合、生活協同組合を含んでおります。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和2年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
962	39.1	10.1	5,615

- (注) 1. 従業員数には、受入出向者、嘱託及び契約社員を含み、派遣出向者は含まれておりません。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 平均年間給与は、平成31年4月から令和2年3月まで毎月給与を支給した従業員の平均であります。
 4. 当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されていません。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特筆すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

当社は「人と技術を育て、人と家と森を守る」を経営理念として、シロアリ対策・地震対策でお客様に安全・安心を提供し、既存住宅の長寿命化を推進することによって、住宅問題や環境問題などの社会課題解決にも貢献します。

(1) 経営方針

(コンプライアンス優先の経営)

出来るだけ多くのステークホルダーからより厚い信頼を得るため、コンプライアンス優先の経営を行ないます。

(内部統制システム体制の強化とコーポレートガバナンスの充実)

経営機能を公正かつ効果的に発揮して、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に努めます。

(優秀な人材の確保と人材の育成)

優秀な人材を採用し育成することによって、事業全体の質を向上します。

(農協等との協働による事業展開と営業エリアの拡大)

地域ブランド力のある農協などとの関係を強化し、地域社会に密着した事業を推進するとともに、営業エリアの拡大を図ります。

(営業効率の向上)

省力化や認知度向上などにより営業効率を高め、収益力の維持・向上を図ります。

(技術力の向上)

サービス品質の向上のために、技術力の向上を図ります。

(環境・社会課題への取り組み)

当社の事業目的である既存住宅の長寿命化を進めることによって、環境・社会課題に取り組みます。

(2) 業績予想

業績予想ならびに中期経営計画につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響を現時点で合理的に算定することが困難なことから、未定としております（当社の中期経営計画は、毎期見直すローリング方式）。

(3) 経営環境及び対処すべき課題

当社を取り巻く環境につきましては、国策の「既存住宅の長寿命化とメンテナンスを重視する方針」は不変で、莫大な潜在需要規模もそのまま存在するものと見ております。一方で、人材の質と量の増強につきましては、優秀な人材の獲得には一層の努力を要すると予想されます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費は急速に減少しており、厳しい状況が見込まれます。

このような環境におきまして、当社は中長期に安定的・持続的な成長を実現するために、以下の5項目を対処すべき課題と認識して取り組んでおります。

(コンプライアンス強化とお客様満足度の向上)

当社における徹底したコンプライアンス体制と、それによる社会的な信用力の高さは、他社と差別化する大きな強みとなっております。こうした強みを一層強化して、仕事のクオリティを高め、お客様満足度の向上に努めてまいります。

(優秀な人材の確保と教育体制の強化)

当社は、主要事業に携わる営業から施工、アフターメンテナンスに至る全業務を自社社員で行なっておりますので、人員の増加と教育によるスキルアップは、業績の拡大とサービス品質の向上のために必須となります。そのため、従業員が一層働きやすい環境の整備と教育体制の充実に努め、人材の定着と採用強化に取り組んでまいります。

(業務の効率化と生産性の向上)

当社の一層の競争力強化と持続的な成長に向け、業務全般に渡るシステム化、省力化、業務プロセスの効率化及び販促企画の高度化に注力し、生産性の向上を図ってまいります。

(営業対象先増加に資するエリア展開)

当社は既存木造住宅を主要サービスの対象としておりますので、業績拡大のためにはその対象先を増加させることが重要となります。そのため、様々なアプローチからエリア展開を一層推進することにより、新規エリアの拡大と既存エリアの更なる深耕に努めてまいります。

(新型コロナウイルス感染症への対応)

新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、当社はお客様並びに従業員の安全を最優先に考え、新規のお客様に対する訪問営業を当面自粛することといたしました。一方で、当社事業の社会的責任を考慮し、白蟻対策の必要性を訴求するための広告宣伝活動、お客様からの申込対応及び既存のお客様への対応は実施しております。感染対策には十分な注意を払いながら、事業活動に取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 災害等の発生について

当社は、地震、台風、洪水等の自然災害や火災等の事故、及び感染症等の流行の発生を想定し、必要とされる安全対策や安否確認体制の構築等、事業継続計画を策定して影響の回避に努めております。しかしながら、大規模な災害、事故等が発生した場合は、全ての影響を回避することは困難であり、また、感染症等が流行した場合、従業員に感染者が発生した際や感染拡大防止を理由として事業活動が縮小される場合があり、財政状況及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 人材確保と育成について

当社にとって、「優秀な人材の確保と育成」は経営基盤の維持、拡大の上で不可欠であります。そのため、当社では新卒・中途採用活動や能力・成果主義を基軸とした人事制度、各種社員教育等に積極的に取り組んでおります。また、当社の営業活動は訪問販売を主とすることから、コンプライアンスについて徹底した人材育成と質の向上を図っております。しかしながら、今後、労働需給関係の逼迫等により人材獲得競争が激化し、必要とする優秀な人材を確保できない場合には、事業展開が制約され、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 市場について

当社の主力商品である白蟻防除施工等のサービスは、全国に26百万戸以上現存する木造戸建住宅を主な販売対象としておりますが、ユーザーが日常生活を営む上で目に付き難いところで被害を及ぼす白蟻の防除を主目的としているため、その需要の多くは潜在化しております。そして、当社のユーザーの大半が個人顧客であるため、個人の消費マインド低下、可処分所得の減少等によっても需要が顕在化し難くなる場合があります。したがって、これら個人顧客向けサービスの販売動向は、国内並びに地方における経済状況、景気動向、雇用環境等により大きく変動いたします。これらの諸要因が当社にとって有利に作用しない場合、財政状況及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 業績の季節的変動について

当社の業績（特に利益）は、第2四半期累計期間に偏重する傾向があります。これは、例年5月をピークとして4月から7月頃まで、白蟻の活動が活発化し、白蟻防除関連の受注件数が増加するためであります。当社では、季節変動の比較的小さい他サービスの受注拡大に注力するなどして業績の平準化に努めておりますが、業績の季節性変動は今後も続くと思込んでおり、該当期間の販売動向が当社の通期業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 異常気象について

猛暑、大雪、暴風雨などの天候不順や異常気象により、白蟻の活動や営業活動などにマイナス影響があった場合、財政状況及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 農協等との業務提携について

当社は、農協等との間で販売等に関する業務提携を行ない、当該提携先農協等の指定業者として営業活動を行なっております。提携先農協等の管轄エリア内において、これらの提携が期間満了、解除、その他の理由に基づき終了した場合や、当社に不利な契約内容の改定が行なわれた場合には、財政状況及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法規制について

当社は、商取引、建築、薬品取扱、個人情報保護、金融取引、労務並びに内部統制上、各種法律の規制を受けております。また、当社は訪問販売による営業活動を行なっていることから、特定商取引に関する法律の規制を受けております。同法は主に、訪問販売等の特定の販売形態を公正にし、消費者が受けることのある損害の防止を図ることにより、消費者の利益を保護することを目的として制定された法律であります。当社は福島県、静岡県に総合研修センターを設置し、集合研修による社員教育並びに実際の業務を通しての職場内教育（OJT）を組み合わせ、高いレベルのコンプライアンス体制の構築に努めております。しかしながら、万が一、当社が各種法規制に抵触した場合、または改廃、新たな法令等の制定があった場合には、当社の財政状況及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報の流出について

当社は営業上、技術上の機密情報や、事業活動においてお客様の個人情報やプライバシーに関する情報を保有しております。これらの情報の取り扱いについては、規程に基づく厳重な管理・運用、及びセキュリティ対策を行なっておりますが、万一これらの情報が何らかの理由で外部に流出した場合、損害賠償責任を負う可能性がある上、当社の社会的信用を失うことにより、財政状況及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 業界イメージの低下について

当社は、訪問販売による営業活動を行なっております。法規制の強化により一部の業者による悪質な訪問販売は減少しておりますが、昨今でも法令違反による業務停止処分等が報道で取り上げられることがあります。当社では従来より社員教育を充実させ、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおりますが、悪質リフォーム報道等による業界の信用低下があった場合、当社の業績等にも影響が及ぶ可能性があります。

(10) クレームについて

当社の事業は、営業形態や取扱商品の性質上、クレームの発生を避けては通ることができない業態であります。このため、全てのお客様から信頼される営業姿勢と法令を遵守した営業活動の徹底はもちろんのこと、提携先農協等との連携体制強化、お客様相談室を中心とした対応・再発予防体制の強化、消費生活センター等との関係強化、公益社団法人日本訪問販売協会からの情報収集により、クレームの減少と早期対応に努めております。しかしながら、重要なクレーム或いは訴訟等が発生した場合、財政状況及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 重大事故の発生について

当社は、業務上の事故を防止するため、各種業務における安全教育を徹底するとともに、車輛や機材、安全装備などの点検を定期的を実施しております。また、事故が発生した場合の金銭的な損失に備え、各種損害保険にも加入しております。しかしながら、重大な事故を発生させてしまった場合は、補償や対策費用の発生に加え、社会的信用が低下し、財政状況及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 退職給付債務について

当社は、一定の受給資格を満たす従業員を対象として、外部積立による退職年金制度を設けております。退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される割引率や長期期待運用収益率に基づいて算定され、未認識数理計算上の差異は発生時の翌事業年度から1年で償却しております。今後、割引率及び実際の運用利回りが低下した場合には、想定以上の未認識数理計算上の損失が発生し、財政状況及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 減損会計について

将来、保有資産の時価の下落や将来キャッシュ・フローの状況により、減損会計の適用を受けた場合、財政状況及び業績等に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

また、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景に緩やかな回復基調で推移する一方で、企業の人手不足感が高い水準にありました。また、消費税増税や新型コロナウイルス感染症の影響により、足元の個人消費は弱い動きとなりました。

当社市場におきましては、既存住宅の流通、リフォーム市場の拡大に向けた住宅政策は一層推進され、既存住宅の長寿命化に対する認知度は高まりつつありますが、消費者の節約志向は依然として根強く、当社サービスの需要拡大を抑制する要因となっております。

このような状況下において、当社は平成31年4月に組織体制を管理、営業、コンプライアンスの三本体制に移行し、各部門の機能強化と意思決定の迅速化を図りました。この新体制のもと、採用・教育体制の強化、生産性の向上、営業エリアの拡大を推進するとともに、コンプライアンスを強化してお客様満足度の向上に努めました。なお、営業エリアの拡大につきましては、新規エリアとなる兵庫県に阪神営業所を開設いたしました。

販促活動につきましては、「シロアリバスターズ®」をメインとしたCM、新聞折込、WEB広告を実施するとともに、サッカーチームとのスポンサーシップ契約を活用した広告・販促と、探知犬の活用等、一層拡大し需要の顕在化を図りました。

(1) 財政状態

当事業年度末における資産は、前期末比492百万円増加し、16,569百万円となりました。主な要因は、現金及び預金の増加781百万円であります。

負債は、前期末比384百万円減少し、3,151百万円となりました。主な要因は、未払金の減少156百万円、預り金の減少122百万円であります。

純資産は、前期末比876百万円増加し、13,417百万円となりました。主な要因は、当期純利益1,580百万円、剰余金の配当703百万円であります。

この結果、自己資本比率は81.0%となりました。

(2) 経営成績

1人当たり売上高は増加したものの、営業職人員減少や消費税増税並びに新型コロナウイルス感染症の影響による消費マインド冷え込み等の要因により、当事業年度の売上高は前期比68百万円減少（0.5%減）の14,432百万円となりました。

売上原価は、売上減少に伴う材料費の減少はありましたが、労務費等の増加により、前期比41百万円増加（1.0%増）しました。その結果、売上総利益は同109百万円減少（1.1%減）の10,322百万円となり、売上総利益率は同0.4ポイント低下して71.5%となりました。

販売費及び一般管理費は、主に人件費の減少により、前期比63百万円減少（0.8%減）しました。

この結果、営業利益は前期比46百万円減少（2.0%減）の2,239百万円、営業利益率は同0.2ポイント低下して15.5%となりました。

経常利益は、受取保険金及び配当金による営業外収益の増加により、同66百万円増加（2.9%増）の2,380百万円、当期純利益は同64百万円増加（4.3%増）の1,580百万円となりました。

(3) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前期末比781百万円増加して9,047百万円となりました。

営業活動により増加した資金は1,524百万円（前期は1,722百万円増加）となりました。主な増加要因は、税引前当期純利益2,380百万円、主な減少要因は、法人税等の支払額802百万円であります。

投資活動により増加した資金は10百万円（前期は137百万円減少）となりました。

財務活動により減少した資金は752百万円（前期は769百万円減少）となりました。主な減少要因は、配当金の支払額703百万円であります。

当社の事業活動に必要な資金は、営業キャッシュ・フローを源泉とし、必要に応じて銀行等の金融機関より借入を行なうこととしております。また、利益配分に関しましては、株主に対する利益還元を最優先に考えており、安定的な配当の維持を基本として、企業体質の強化及び内部留保の充実等を総合的に勘案のうえ決定しております。

(参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

	平成28年3 月期	平成29年3 月期	平成30年3 月期	平成31年3 月期	令和2年3 月期
自己資本比率 (%)	73.9	76.7	76.7	78.0	81.0
時価ベースの自己資本比率 (%)	139.1	141.8	161.0	167.3	113.4
キャッシュ・フロー対有利子負債比率 (年)	0.7	0.7	0.5	0.4	0.5
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	143.5	161.2	231.7	287.3	258.2

自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：キャッシュ・フロー／利払い

- (注) 1. 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数により算出しております。
 2. キャッシュ・フローは、キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。
 3. 有利子負債は、貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っているすべての負債を対象としております。
 4. 利払いは、キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

(4) 生産、受注及び販売の状況

①生産実績

当事業年度における生産実績は、次のとおりであります。

区分	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	
	生産高(千円)	前年同期比(%)
HA事業	306,816	94.7
合計	306,816	94.7

- (注) 1. 金額は、製造原価によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

②受注実績

当社の施工は、受注から施工完了まで通常短期間で完了し、各事業年度末における受注残高の金額が僅少なため記載を省略しております。

③販売実績

当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

区分	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
HA事業	14,182,430	99.4
その他	250,520	107.1
合計	14,432,951	99.5

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(5) 重要な会計方針及び見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。この財務諸表の作成にあたりましては、資産・負債及び収益・費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いております。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 販売等に関する提携

当社は、全国農業協同組合連合会をはじめとする農協等と業務提携をしております。

当事業年度末における契約の状況については次のとおりであります。

契約先

全国農業協同組合連合会
全国農業協同組合連合会県本部
協同会社（全国農業協同組合連合会県本部関係会社）
農業協同組合
生活協同組合

主な契約内容

期間：1カ年間若しくは2カ年間の自動更新となっております。

内容：1) 農協等は、当社が農協等の管轄地域内等において農協等の名称を使用して営業活動を行なうことを許諾する。

2) 当社がお客様に対して施工を行ない、農協等は、お客様から施工代金を受領する。

3) お客様が施工代金の支払を遅滞したときは、農協等は当社に対し、同債権の回収業務に対する協力を依頼することができる。

4) 農協等は、当社発行の請求書に基づいて施工費用を精算する。

(2) 割賦業務提携契約

当社は、お客様に対する施工代金の割賦業務に関する契約を締結しております。

当事業年度末における契約の状況については次のとおりであります。

契約先

㈱オリエントコーポレーション
㈱セディナ

主な契約内容

期間：㈱オリエントコーポレーションについては、特に契約期間の定めはありません。

㈱セディナについては、1カ年間の自動更新となっております。

内容：1) 当該契約先による信用調査を経て、承認されたお客様に対して施工を行なう。

2) 当該契約先はお客様に代わり、施工代金を立替えて当社に支払う。

3) お客様は、当該契約先に、分割等、契約時に取り決めた方法により支払いを行なう。

5 【研究開発活動】

当社における研究開発活動につきましては、安全性及び環境負荷の軽減、効果を兼ね備えた施工方法並びに製品・商品の開発を目指しております。そうしたことにより、お客様の多様なニーズに的確に対応したサービスの提供を行ない、業界においてリーダーシップを発揮していくことを、研究開発を行なう上での基本方針としております。

研究開発活動につきましては、技術部が主体となり研究開発テーマごとに各部門と協働して推進する開発体制をとっております。

この結果、当事業年度における当社が支出した研究開発費の総額は3百万円となりました。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

研究開発課題	具体的な内容	成果
無筋基礎補強の開発	無筋基礎開口部に金物を取り付けることにより、鉄筋基礎と同等の耐力まで耐震補強をする方法の開発。	一般財団法人日本建築総合試験所への申請に向け、強度試験中。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

令和2年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (名)	
		建物及び 構築物	機械装置	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産		合計
本社 (東京都新宿区)	本社機能	232,327	618	23,595	2,142,167 (404.06)	10,595	2,409,304	134
研修センター (静岡県浜松市北区他)	教育施設	1,044,096	9,428	3,196	319,792 (28,820.33)	—	1,376,514	11
社宅・寮 (東京都豊島区他)	福利厚生施設	148,518	—	—	475,055 (993.04)	—	623,574	—
HA営業推進部 支店・営業所 (各地)	販売業務	82,187	—	26,754	—	3,640	112,582	781
伊万里工場 (佐賀県伊万里市)	生産設備	9,128	0	127	15,589 (6,347.50)	234	25,080	8
T S営業部 営業所 (愛知県清須市他)	販売業務	—	—	1,866	—	96	1,962	28
合計	—	1,516,258	10,047	55,540	2,952,605 (36,564.93)	14,566	4,549,019	962

(注) 1. 従業員数には、受入出向者、嘱託及び契約社員を含み、派遣出向者は含まれておりません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

4. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、次のとおりであります。

設備の内容	年間リース料(千円)	リース契約残高(千円)
車両運搬具	221,790	427,233

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	42,000,000
計	42,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (令和2年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和2年6月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,341,900	12,341,900	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	12,341,900	12,341,900	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年4月1日～ 平成27年3月31日	147,200	12,341,900	22,080	1,156,410	22,080	856,410

(注) 新株予約権の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

令和2年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	29	18	73	57	7	10,177	10,361	—
所有株式数 (単元)	—	21,124	2,227	38,866	22,297	20	38,854	123,388	3,100
所有株式数 の割合(%)	—	17.12	1.80	31.50	18.07	0.02	31.49	100.00	—

(注) 自己株式295株は「個人その他」に2単元、「単元未満株式の状況」に95株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

令和2年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ムネマサ	東京都杉並区永福一丁目39番23号	3,750,000	30.39
宗政 誠	東京都杉並区	856,425	6.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	478,600	3.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	435,800	3.53
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	381,000	3.09
渋谷 健一	東京都調布市	361,000	2.93
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K. (東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ 森タワー)	319,632	2.59
アサンテ従業員持株会	新宿区新宿一丁目33番15号	308,775	2.50
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ 森タワー)	278,100	2.25
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE HCR00 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	230,900	1.87
計	—	7,400,232	59.96

(注) 上記大株主の宗政誠氏は、令和2年2月21日に逝去されましたが、令和2年3月31日現在において相続手続きが未了のため、同日現在の株主名簿に基づき記載しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和2年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,338,600	123,386	—
単元未満株式	普通株式 3,100	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	12,341,900	—	—
総株主の議決権	—	123,386	—

② 【自己株式等】

令和2年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アサンテ	東京都新宿区新宿一丁目 33番15号	200	—	200	0.0
計	—	200	—	200	0.0

(注) 単元未満株式95株を保有しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	48	106
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、令和2年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	295	—	295	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、令和2年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を最優先に考えております。剰余金の配当につきましては、安定的な配当の維持を基本として、企業体質の強化及び内部留保の充実等を総合的に勘案のうえ決定しております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の配当を行なうことを基本方針としております。

なお、当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行なうことが出来る旨を定款に定めております。従って、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(注) 基準日当事業年度に属する剰余金の配当は、次のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
令和元年11月6日 取締役会決議	370	30
令和2年6月19日 定時株主総会決議	370	30

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「人と技術を育て、人と家と森を守る」を経営理念として、白蟻の発生予防と駆除を主軸とした総合ハウスマンテナンスのサービスを展開することで、あらゆるステークホルダーからより信頼され、地域社会や環境に貢献できる企業を目指しております。

当社は、この事業によって社会的責任を果たし、かつ中長期にわたる成長と企業価値の最大化を図る上で、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題のひとつと捉えており、迅速かつ適正な経営判断を可能にする内部統制システムの構築並びに不断の改善と、コンプライアンスの充実に取り組むと共に、以下に定める基本方針に基づき、コーポレート・ガバナンスの透明性、公平性と効率性のさらなる向上に取り組んでまいります。

i) 株主の権利・平等性を確保し、株主の権利が適切に行使できる環境を整備する。

ii) ステークホルダーとの適切な協働並びに社会貢献に努めると共に、株主の権利等を尊重する企業文化・風土を醸成する。

iii) 法令に定める開示のほか、その他の任意開示等を行なう場合は、正確かつ有用性の高い情報を適時適確に提供するように努める。

iv) 企業戦略等の方針を定め、その執行に対する管理・監督等、それぞれの役割・責務を適切に果たせるよう環境を整備する。

v) 株主との建設的な対話による相互理解を深めると共に、株主を含めたステークホルダーへの適切な対応に努める。

②企業統治の体制

(企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由)

取締役会は社内取締役5名、社外取締役2名によって構成され、社外取締役を招聘することで、経営の透明性・公正性を図り、ガバナンス体制のさらなる強化に努めております。監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、いずれも社外監査役であります。

また、社外取締役2名及び社外監査役3名は、いずれも独立役員であります。

取締役会は取締役7名と監査役3名にて毎月1回以上の頻度で開催し、業務執行に関する重要事項を報告及び決定すると共に、取締役の職務の執行を監督しております。

監査役会は監査役3名にて毎月1回以上の頻度で開催し、法令、定款及び監査役会規程、監査役監査基準に基づき、監査方針、監査計画を策定して監査業務を行なっております。

会計監査人にはEY新日本有限責任監査法人を選任しており、適宜監査が実施されております。

そのほか、取締役、監査役の指名並びに取締役の報酬等に関する決定プロセスの客観性及び透明性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るために、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。本委員会は、取締役、監査役の候補者指名等、および取締役の報酬等に関し、諮問を受けて審議し、取締役会に対し答申を行なうことを役割としております。

取締役会で選定された3名以上の委員で構成し、その半数以上は社外取締役または社外監査役としております。

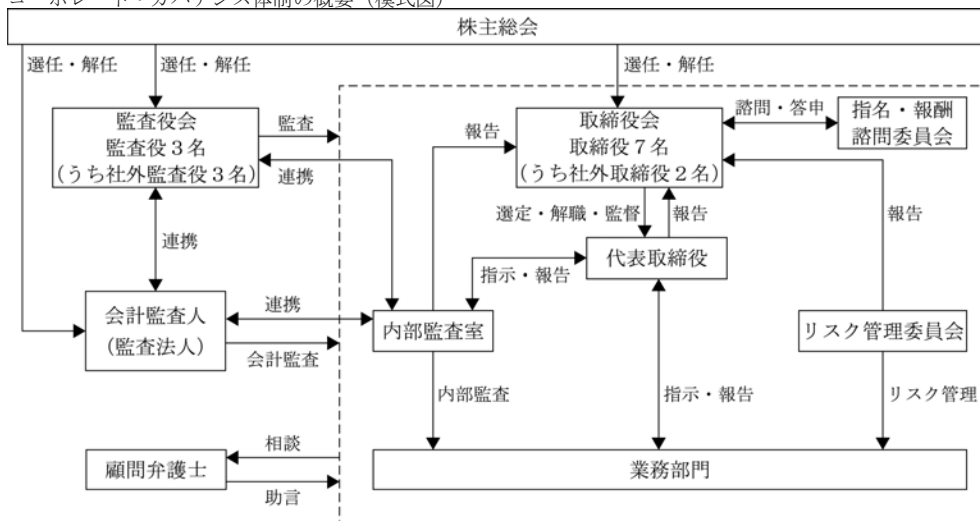
委員長	内田勝巳	社外取締役
委員	宮内征	代表取締役社長
	堂垣内重晴	社外取締役
	犬飼由喜夫	社外監査役

なお、当社は社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

当社においては、現状のコーポレート・ガバナンス体制は、組織及び機関が定期的または臨時的に相互の管理監督を行ない、経営の監視機能が十分に機能できる最適なものであると判断していることから、現状の体制を採用しております。

2名の社外取締役による豊富な経験と幅広い知識に基づく有益な助言を通して、また3名の社外監査役による専門的知見を活かした厳格な監査を通して、コーポレート・ガバナンスや会社経営の監督機能強化に貢献しております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要（模式図）



（内部統制システムの整備状況）

当社は、会社法並びに関連法規に基づき、内部統制システムの構築において遵守すべき基本方針を明らかにすると共に、同システムの体制整備に必要とされる各条項、金融商品取引法が定める財務報告に係る内部統制の構築、反社会的勢力排除に向けた取り組みに関する大綱を「内部統制システムの構築に関する基本方針」に規定しております。本方針並びに社内規程に定める担当者の下で内部統制システムを整備、運用し、必要に応じ適宜更新を図ることにより、より適正かつ効率的な企業活動を推進し、もって社会的信頼性の向上に努めてまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス担当取締役を任命し、コンプライアンスの維持・強化を図る。その徹底を図るため、コンプライアンス本部は全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括し、内部監査室はコンプライアンスの状況を監査する。また、法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を適用し、コンプライアンス本部、顧問弁護士事務所及び顧問社会保険労務士事務所に通報窓口を設置・運営し、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行なわないものとする。
- (2) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役を通じて、その内容・対処案を取締役会及び監査役または監査役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る文書の保存及び管理に関する事項は、文書管理規程に従うものとし、監査役が求めたときは、担当取締役もしくは所管部門長は、いつでも文書の閲覧及び謄写に供するものとする。
- (2) 情報システムを安全に利用及び活用するため、適切な維持管理・運用を行なう。
- (3) 万一情報システムに関連して問題が生じた場合には、システム部は速やかに、その内容・対処案を取締役会に報告する。
- (4) 内部監査室は、情報システムの管理状況について監査を実施するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程に基づき、リスク管理担当取締役を任命し、適切なリスク対応を図る。そのため、担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、その下に、経営企画部を核として、事務局を設置し、組織横断的リスク状況の監視ならびに全社的対応を行なう。
- (2) 各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行なうものとし、事務局へ定期的にリスク管理状況を報告し、連携を図るものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 当社は、原則として毎月1回「定例取締役会」を開催するほか、必要に応じて「臨時取締役会」を開催し、経営および業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況の報告を受け、その監督等を行なっている。
- (2) 経営計画のマネジメントについては、経営方針を機軸に取締役会において毎年策定される年度事業計画及び中期経営計画に基づき、各部門において目標達成のために活動することとする。
- (3) 日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程及び職務権限規程に基づき権限の委譲が行なわれ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行するとともに、稟議制度による意思決定プロセスの簡素化により、意思決定の迅速化を図る。

5. 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
総務人事部を子会社管理の担当部門とし、関係会社管理規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行なうとともに、子会社においてもコンプライアンス規程に定める事項が適切に運営されるよう指導・監督するものとし、内部通報制度を適用するものとする。
6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、総務人事部及び内部監査室に対してその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めることができるものとし、当該使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行なうものとする。
8. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役または監査役会に報告するものとし、報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わないものとする。
9. 監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還の手続きに応じるものとする。
10. その他監査役が監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ると共に、監査役は重要な会議に出席することができるものとする。
11. 財務報告に係る内部統制に関する整備状況
財務報告に係る内部統制の構築については、経理部を担当部門とし、財務報告の適正性を確保するため、全社的な管理、運用体制の構築を図る。
12. 反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況
 - (1) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。そのため、反社会的勢力対応マニュアルに基づき、会社全体として組織的に対応を行なうものとする。
 - (2) コンプライアンス本部を反社会的勢力対応の担当部門とし、各部門間の報告・連絡体制を確立するとともに、各関係機関（警察、特防連等）との連携体制を構築し、反社会的勢力の排除に努める。

③取締役に関する事項

当社の取締役は9名以内とする旨を定款に定めております。
取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

④株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項とその理由

i) 中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（中間配当）を行なうことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行なうことを目的とするものであります。

ii) 自己株式の取得

当社は、取締役会の決議によって、会社法第165条第2項の規定による市場取引等により自己の株式の取得を行なうことができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

iii) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務執行において期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

⑤株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的とするものであります。

(2) 【役員 の 状 況】

①役員一覧

男性 10名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 一%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	宮内 征	昭和46年3月11日	平成6年3月 当社入社 平成14年4月 営業統括本部課長 平成20年9月 HA事業部次長 平成22年4月 HA事業部長 平成25年6月 取締役HA事業部長 平成27年2月 取締役営業本部長 平成27年4月 取締役営業本部長兼TS営業部長 平成28年2月 取締役人材開発部長 平成31年4月 常務取締役営業本部長 令和2年2月 代表取締役社長(現任)	(注) 3	19
専務取締役 管理本部長	飯柴 正美	昭和25年12月24日	昭和48年4月 ㈱三菱銀行入行 平成14年9月 当社入社経営企画室長 平成14年11月 取締役経営企画室長 平成16年11月 ㈱伊万里製作所取締役 平成17年11月 常務取締役経営企画室長 平成20年4月 常務取締役経営企画部長 平成21年4月 常務取締役経営企画室長 平成29年1月 常務取締役経営企画部長 平成31年4月 常務取締役管理本部長兼経営企画部長 令和2年1月 常務取締役管理本部長 令和2年4月 専務取締役管理本部長(現任)	(注) 3	30
取締役 コンプライアンス本部長	西山 敦	昭和38年4月16日	平成15年4月 当社入社 平成16年5月 経営企画室室長代理 平成17年3月 経営企画室次長 平成17年9月 営業本部長兼HA事業部長 平成19年4月 総務部長 平成19年6月 ㈱ヒューマン・グリーンサービス監査役 平成25年6月 取締役総務部長 平成28年2月 取締役人事部長 平成29年1月 取締役コンプライアンス本部長(現任)	(注) 3	5
取締役 経営企画部長	中尾 能之	昭和37年10月31日	昭和61年4月 ㈱三菱銀行入行 平成27年10月 当社入社経理部長 平成28年2月 総務部長 平成28年5月 ㈱ヒューマン・グリーンサービス監査役 平成29年1月 総務人事部長 平成29年6月 取締役総務人事部長 令和2年1月 取締役経営企画部長(現任)	(注) 3	1
取締役 営業本部長	石上 祥光	昭和41年7月3日	平成2年6月 当社入社 平成11年2月 千葉支店長 平成19年3月 HA事業部CS課長 平成22年11月 資材部長 平成27年2月 お客様相談室長 平成31年4月 技術部長 令和2年6月 取締役営業本部長(現任)	(注) 3	3
取締役	内田 勝巳	昭和19年2月26日	昭和43年4月 東京証券取引所入所 昭和52年12月 小泉グループ㈱入社 昭和55年12月 コンピューターサービス㈱監査役 昭和59年3月 ㈱モスフードサービス取締役 昭和61年10月 ㈱エー・ジー・ビー設立 代表取締役社長(現任) 平成6年6月 ㈱ホギメディカル監査役 平成19年6月 同社取締役 平成26年6月 当社取締役(現任)	(注) 3	—
取締役	堂垣内 重晴	昭和24年5月11日	昭和48年4月 ㈱三菱銀行入行 平成15年5月 ㈱テクノ菱和入社 平成15年6月 同社取締役 平成19年1月 同社常務取締役営業本部長 平成26年4月 同社専務取締役営業本部長 平成27年6月 当社取締役(現任) 平成27年6月 ディーブイエックス㈱取締役(現任) 平成27年6月 ㈱たち吉代表取締役専務(現任)	(注) 3	—
常勤監査役	犬飼 由喜夫	昭和27年12月7日	昭和50年4月 清水建設㈱入社 平成15年12月 同社建築事業本部工務部長 平成19年4月 同社関東支店副支店長 平成23年6月 当社常勤監査役(現任)	(注) 4	—
監査役	櫛田 泰彦	昭和21年2月13日	昭和52年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 昭和58年4月 櫛田泰彦法律事務所代表者(現任) 平成14年4月 当社監査役(現任)	(注) 4	—

監査役	黒澤 誠一	昭和21年 5月19日	昭和46年10月 昭和58年 1月 平成元年 2月 平成19年 8月 平成22年 6月 平成22年 6月 平成23年 6月 平成27年 6月	監査法人東京第一公認会計士事務所入所 新光監査法人社員 中央新光監査法人代表社員 新日本監査法人代表社員 ㈱アイロムホールディングス監査役 黒澤公認会計士事務所代表者（現任） 当社監査役（現任） 東邦チタニウム㈱監査役	(注) 4	—
計						58

- (注) 1. 取締役内田勝巳氏及び堂垣内重晴氏は、社外取締役であります。
2. 監査役犬飼由喜夫氏、榑田泰彦氏及び黒澤誠一氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、令和元年6月19日から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役任期は、令和元年6月19日から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 取締役中尾能之氏は、令和2年5月19日に㈱ヒューマン・グリーンサービスの監査役を退任いたしました。
6. 監査役黒澤誠一氏は、令和元年6月20日に東邦チタニウム㈱の監査役を退任いたしました。
7. 当社は、法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
長崎 武彦	昭和18年 5月31日	昭和44年 1月 平成元年 5月 平成21年 6月 平成21年 7月 平成28年10月	監査法人東京第一公認会計士事務所入所 太田昭監査法人代表社員 三菱石油㈱監査役（現任） 公認会計士長崎武彦事務所代表者（現任） 第一生命保険㈱監査役（現任）	—

②社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であり、社外取締役内田勝巳氏は、株式会社エー・ジー・ピーの代表取締役社長を兼務しておりますが、同社と当社との取引はありません。

社外取締役堂垣内重晴氏は、当社の特定関係事業者であります株式会社三菱UFJ銀行の業務執行者でありましたが、同行退職後10年以上経過しております。また、ディーブイエックス株式会社、株式会社たち吉の取締役等を兼務しておりますが、両社と当社との取引はありません。

社外監査役は3名であり、社外監査役犬飼由喜夫氏は、当社取引先の株式会社シミズ・ビルライフケアの親会社である清水建設株式会社に勤務しておりましたが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。

社外監査役榑田泰彦氏は、榑田泰彦法律事務所の代表者を兼務しておりますが、同事務所と当社との取引はありません。

社外監査役黒澤誠一氏は、黒澤公認会計士事務所の代表者を兼務しておりますが、同事務所と当社との取引はありません。また、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の代表社員でありましたが、当社が同監査法人に支払っている報酬は通常の監査報酬であり、当社と同監査法人の間には特別な利害関係はありません。なお、同氏が同監査法人に在籍中に、公認会計士として当社の監査を担当したことはなく、現在において、同氏と同監査法人との間に顧問契約等の取引関係はありません。

社外取締役及び社外監査役のいずれも当社との間において人的関係または取引関係その他の利害関係はなく、更にいずれも名義の如何を問わず当社株式を保有していないため、資本関係についても該当はございません。

当社においては、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準を定めており、以下のいずれの基準にも該当しない社外取締役及び社外監査役は、独立性を有するものと判断しております。

- i) 当社もしくは子会社の業務執行者
 - ii) 当社直近事業年度の年間売上高の2%を超える取引先の業務執行者
 - iii) 当社への売上高が、直近事業年度の年間売上高の2%を超える取引先の業務執行者
 - iv) 当社から年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
 - v) 直近事業年度に係る事業報告において、当社の主要な借入先として記載されている借入先の業務執行者
 - vi) 過去10年間において、上記i)からv)のいずれかに該当していた者
 - vii) 上記i)からv)のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る）の二親等以内の親族
 - viii) 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）またはその業務執行者
 - ix) 当社から年間1,000万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄附を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者）
 - x) 独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
- なお、当社は社外取締役2名及び社外監査役3名全員を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

③社外取締役又は社外監査役による監査又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、取締役会、監査役会並びに社内関係部署が連携して以下のとおり対応しております。

- i) 会計監査人との事前協議により監査スケジュールを策定し、十分な監査時間を確保しております。
- ii) 毎年1回、会計監査人と社長を含む経営陣との面談を実施しております。
- iii) 会計監査人と監査役会、内部監査室、社外取締役とは、監査役報告会等を通じて適宜連携を図っております。
- iv) 会計監査人からの指摘を受けた場合には適切に対応しております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

監査役には常勤監査役1名を含む社外監査役3名を選任しております。また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。常勤監査役犬飼由喜夫氏は清水建設株式会社において企画部門や工務部門の責任者を歴任するなど、企業経営全般に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。また、監査役榑田泰彦氏は弁護士としての法務に関する豊富な専門的知見と経験を有しており、監査役黒澤誠一氏は公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な専門的知見と経験を有しております。

監査役は、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保ち、意見及び情報の交換を行っております。また、会社の業務及び財産の状況の調査、その他の監査職務の執行に当たり、内部監査室と連携を保ち、効率的な監査を実施するよう努めております。

監査役は、取締役会へ出席し決議内容等を監査するとともに、必要に応じて意見表明を行っております。その他、常勤監査役犬飼由喜夫氏は重要な会議に出席しております。

当事業年度においては、i) 中期経営計画、年度事業計画及び部門事業計画の遂行、ii) 内部統制の整備・運用、iii) コンプライアンス経営の実施、iv) 東証コーポレートガバナンス・コードへの対応、v) BCP(事業継続計画)の整備・実施、vi) 支店・営業所等の環境整備を重点監査項目として活動しております。監査役会は15回開催され全監査役が15回全回に出席しております。

②内部監査の状況

社長直轄の内部監査部門として独立した内部監査室を設置し、2名で監査業務を行っております。内部監査室は、監査役会並びに会計監査人との連携のもと、各部門の業務遂行状況を監査し、内部統制が機能していることの確認と改善点の指摘に努めております。

なお、内部監査室と会計監査人は、それぞれの監査計画を共有するなど、適宜情報交換を行なうと共に、必要に応じて共同で監査を実施しております。

③会計監査の状況

i) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ii) 継続監査期間

20年間

iii) 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 戸田仁志

業務執行社員 宮沢琢

継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

iv) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

会計士試験合格者 1名

その他 6名

v) 監査法人の選定方針と理由

監査の品質、監査の効率性、監査実績、独立性、監査の実施体制および監査能力に基づき総合的に判断しており、監査実施状況や入手可能な外部情報等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。

会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の目的とする場合には、会計監査人による監査の品質、監査の効率性、監査実績、独立性、監査の実施体制及び監査能力等を総合的に判断のうえ、監査役の全員の同意によって行ないます。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

vi) 監査役及び監査役会による会計監査人の評価

会計監査人による監査の品質、監査の効率性、監査実績、独立性、監査の実勢体制、監査能力、会計監査人との連携、外部機関による調査及び社内関係部署よりの報告から総合的に評価しております。

④監査報酬の内容等

i) 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
21,000	—	21,000	—

ii) 監査公認会計士等の同一のネットワークに対する報酬（上記 i）を除く）

該当事項はありません。

iii) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

iv) 監査報酬の決定方針

規模・特性・監査日数等を勘案したうえで、合理的に決定しております。

v) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬の見積りの算出根拠等を精査した結果、当該報酬は妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額内において、諸規程に基づき、世間水準、過去の実績、業績の動向及び経営内容を勘案し、役職や其々の果たすべき役割・責任等に応じ決定しております。取締役の報酬は、月例報酬、賞与、譲渡制限付株式報酬によって構成（但し、社外取締役の報酬は月例報酬のみ）され、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会が原案を審議のうえ取締役会に答申し、当該答申を受け取締役会において決定しております。監査役の報酬は、固定報酬である月例報酬のみで、監査役の協議により監査役会で決定しております。

取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は平成22年6月25日であり、決議内容については、報酬限度額は年額300,000千円、賞与を含み使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず、決議時の取締役の員数は5名であります。また、令和2年6月19日開催の株主総会において譲渡制限付株式報酬制度の導入が決議され、その報酬限度額は月例報酬、賞与とは別枠で年額60,000千円となっており、決議時の取締役の員数は5名であります。監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は平成22年6月25日であり、決議内容については、報酬限度額は年額50,000千円、固定報酬である月例報酬のみ、決議時の監査役の員数は3名であります。

取締役の報酬等に関する方針の決定権限は取締役会が有しており、指名・報酬諮問委員会が報酬等の決定に際し、原案を審議のうえ取締役会に対し答申を行っております。指名・報酬諮問委員会は、平成30年11月14日に設置され、以後、取締役の月例報酬および賞与ならびに譲渡制限付株式報酬の決定に際し、都度委員会を開催して原案を審議のうえ、取締役会に対し答申を行っております。監査役の報酬等に関する方針の決定権限は監査役会が有しております。

業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合は概ね1：3とし、業績の動向及び経営内容を勘案した上で、適切に設定しております。また、業績連動報酬である賞与に係る指標は、当社の事業内容に照らし本業業績を端的に示すという理由から、単年度の営業利益としています。賞与支給額は、営業利益の目標達成率等に応じ算定し、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定しております。当事業年度における営業利益の目標は2,615百万円であり、実績は2,239百万円であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	役員退職慰労引当金繰入額	
取締役 (社外取締役を除く。)	259,868	133,922	40,791	85,155	5
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	44,816	39,705	—	5,111	5

(注) 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、使用人兼務役員分給与のうち重要なものはありません。

③ 役員ごとの報酬等の総額

氏名	報酬等の総額(千円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額(千円)		
				固定報酬	業績連動報酬	役員退職慰労引当金繰入額
宗政 誠	134,663	取締役	提出会社	68,400	15,391	50,872

(注) 報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を純投資目的の投資株式、業務提携や取引関係強化等を目的とする株式を純投資目的以外の投資株式と考えております。

②投資目的が純投資目的以外の目的である投資株式

i) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
当社は政策保有株式を保有しておりません。

業務提携や取引関係強化を目的に株式を保有する場合は、それが当社の企業価値向上に資するかについて総合的に検討のうえ投資の可否を決定し、その効果について定期的にモニタリングのうえ保有継続の是非を判断してまいります。

ii) 銘柄数及び貸借対照表計上額

非上場株式	1銘柄	2,250千円
(当事業年度において株式数が減少した銘柄)		
非上場株式	1銘柄	3,300千円

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、事業年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

①資産基準	0.3%
②売上高基準	0.6%
③利益基準	0.2%
④利益剰余金基準	0.1%

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行なっております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の変更及び新設に関する情報を収集するとともに、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び会計専門書の購読を行なっております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,265,788	9,047,275
売掛金	1,879,102	1,686,488
製品	69,327	66,879
原材料及び貯蔵品	154,948	174,379
前払費用	127,580	129,556
その他	10,553	27,071
貸倒引当金	△1,128	△1,011
流動資産合計	10,506,171	11,130,640
固定資産		
有形固定資産		
建物	3,441,872	3,455,971
減価償却累計額	△1,924,322	△1,993,654
建物(純額)	※1 1,517,549	※1 1,462,316
構築物	247,040	248,180
減価償却累計額	△186,956	△194,238
構築物(純額)	60,083	53,942
機械及び装置	81,797	81,797
減価償却累計額	△69,870	△71,750
機械及び装置(純額)	11,927	10,047
工具、器具及び備品	261,786	294,796
減価償却累計額	△219,571	△239,255
工具、器具及び備品(純額)	42,215	55,540
土地	※1 2,952,605	※1 2,952,605
リース資産	53,657	46,197
減価償却累計額	△48,063	△31,630
リース資産(純額)	5,594	14,566
有形固定資産合計	4,589,975	4,549,019
無形固定資産		
ソフトウェア	8,203	4,904
その他	15,234	14,991
無形固定資産合計	23,437	19,895

(単位：千円)

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	105,562	103,091
関係会社株式	20,534	20,534
従業員に対する長期貸付金	175	—
破産更生債権等	6,840	4,399
長期前払費用	78,845	72,640
前払年金費用	19,263	65,677
繰延税金資産	387,949	310,920
その他	388,317	321,209
貸倒引当金	△49,907	△28,276
投資その他の資産合計	957,578	870,197
固定資産合計	5,570,992	5,439,112
資産合計	16,077,163	16,569,752
負債の部		
流動負債		
買掛金	288,297	290,607
短期借入金	70,000	70,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 254,877	※1 237,144
リース債務	4,300	5,441
未払金	504,970	348,367
未払費用	306,118	349,652
未払法人税等	456,460	375,830
未払消費税等	95,034	133,369
前受金	3,924	3,391
預り金	229,328	106,702
賞与引当金	279,210	273,957
流動負債合計	2,492,520	2,194,462
固定負債		
長期借入金	※1 398,653	※1 374,509
リース債務	1,676	10,145
役員退職慰労引当金	544,672	483,001
資産除去債務	88,425	89,651
その他	10,138	172
固定負債合計	1,043,565	957,480
負債合計	3,536,086	3,151,942

(単位：千円)

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,156,410	1,156,410
資本剰余金		
資本準備金	856,410	856,410
資本剰余金合計	856,410	856,410
利益剰余金		
利益準備金	40,590	40,590
その他利益剰余金		
別途積立金	1,880,000	1,880,000
繰越利益剰余金	8,607,408	9,484,401
利益剰余金合計	10,527,998	11,404,991
自己株式	△477	△584
株主資本合計	12,540,340	13,417,227
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	736	583
評価・換算差額等合計	736	583
純資産合計	12,541,077	13,417,810
負債純資産合計	16,077,163	16,569,752

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月 31日)
売上高		
施工売上高	14,416,174	14,404,018
その他の売上高	85,029	28,932
売上高合計	14,501,203	14,432,951
売上原価		
施工売上原価	4,005,672	4,090,233
その他の原価	63,212	19,941
売上原価合計	4,068,884	4,110,174
売上総利益	10,432,318	10,322,776
販売費及び一般管理費	※1,2 8,146,831	※1,2 8,083,548
営業利益	2,285,486	2,239,227
営業外収益		
受取利息	497	476
有価証券利息	304	1,015
受取手数料	1,789	1,481
受取保険金及び配当金	31,758	158,250
受取損害賠償金	9,960	—
その他	7,009	5,558
営業外収益合計	51,320	166,782
営業外費用		
支払利息	6,070	5,855
リース解約損	3,537	8,077
固定資産除却損	3,482	694
支払手数料	8,999	9,004
その他	342	1,528
営業外費用合計	22,432	25,160
経常利益	2,314,374	2,380,849
特別損失		
減損損失	18,379	—
特別損失合計	18,379	—
税引前当期純利益	2,295,995	2,380,849
法人税、住民税及び事業税	794,068	723,287
法人税等調整額	△13,793	77,096
法人税等合計	780,275	800,383
当期純利益	1,515,720	1,580,466

【施工売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月 31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I. 材料費				
1. 原材料及び半製品期首 たな卸高	166,470		171,992	
2. 半製品振替高 ※1	324,075		306,816	
3. 当期材料仕入高	1,458,932		1,441,607	
合 計	1,949,477		1,920,416	
4. 原材料及び半製品期末 たな卸高	171,992		167,941	
5. 他勘定振替高 ※2	65,190	1,712,294	22,801	1,729,672
II. 労務費		1,409,579		1,432,331
III. 経費 ※3		883,798		928,229
施工売上原価		4,005,672	100.0	4,090,233

(注) ※1. 半製品振替高は、施工用の材料として使用される半製品の施工売上原価への振替額であります。
(半製品製造原価明細書参照)

※2. 他勘定振替高の内容は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
その他売上原価	63,212	19,941
工事消耗品費	1,967	2,564
その他	10	295

※3. 経費の主な内容は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
工事消耗品費	206,955	219,583
賃借料	162,982	170,156
旅費交通費	153,294	167,498

【半製品製造原価明細書】

区分	前事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月 31日)	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I. 材料費				
1. 原材料期首たな卸高	5,267		5,166	
2. 当期材料仕入高	292,450		278,858	
合 計	297,717		284,025	
3. 原材料期末たな卸高	5,166	292,550	6,200	277,825
II. 労務費		27,370		24,967
III. 経費		4,153		4,023
施工売上原価振替高		324,075		306,816

(注) 施工売上原価振替高は、施工用の材料として使用される半製品の施工売上原価への振替額であります。

(原価計算の方法)

当社の原価計算は総合原価計算による実際原価計算であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,156,410	856,410	856,410	40,590	1,880,000	7,733,455	9,654,045	△326	11,666,538
当期変動額									
剰余金の配当						△641,767	△641,767		△641,767
当期純利益						1,515,720	1,515,720		1,515,720
自己株式の取得								△151	△151
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	873,952	873,952	△151	873,801
当期末残高	1,156,410	856,410	856,410	40,590	1,880,000	8,607,408	10,527,998	△477	12,540,340

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	—	—	11,666,538
当期変動額			
剰余金の配当			△641,767
当期純利益			1,515,720
自己株式の取得			△151
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	736	736	736
当期変動額合計	736	736	874,538
当期末残高	736	736	12,541,077

当事業年度(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,156,410	856,410	856,410	40,590	1,880,000	8,607,408	10,527,998	△477	12,540,340
当期変動額									
剰余金の配当						△703,472	△703,472		△703,472
当期純利益						1,580,466	1,580,466		1,580,466
自己株式の取得								△106	△106
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	876,993	876,993	△106	876,886
当期末残高	1,156,410	856,410	856,410	40,590	1,880,000	9,484,401	11,404,991	△584	13,417,227

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	736	736	12,541,077
当期変動額			
剰余金の配当			△703,472
当期純利益			1,580,466
自己株式の取得			△106
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)	△153	△153	△153
当期変動額合計	△153	△153	876,733
当期末残高	583	583	13,417,810

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	2,295,995	2,380,849
減価償却費	127,544	113,423
減損損失	18,379	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,393	△1,947
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3,516	△5,253
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△1,418	—
前払年金費用の増減額 (△は増加)	△19,263	△46,414
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	30,642	△61,671
受取利息及び受取配当金	△802	△1,492
受取損害賠償金	△9,960	—
支払利息	6,070	5,855
リース解約損	3,537	8,077
固定資産除却損	3,482	694
売上債権の増減額 (△は増加)	△16,863	193,905
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△10,590	△16,983
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,092	2,309
未払消費税等の増減額 (△は減少)	16,534	38,335
その他	81,310	△412,881
小計	2,531,600	2,196,807
利息及び配当金の受取額	497	1,585
利息の支払額	△5,994	△5,902
法人税等の支払額	△815,192	△802,167
保険金の受取額	4,750	141,799
損害賠償金の受取額	9,960	—
リース解約損の支払額	△3,537	△8,077
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,722,084	1,524,044
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△100,000	—
固定資産の取得による支出	△28,613	△40,575
その他	△8,959	50,807
投資活動によるキャッシュ・フロー	△137,573	10,231
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	180,000	240,000
長期借入金の返済による支出	△298,072	△281,877
配当金の支払額	△641,633	△703,685
その他	△9,375	△7,225
財務活動によるキャッシュ・フロー	△769,080	△752,787
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	815,430	781,487
現金及び現金同等物の期首残高	7,450,357	8,265,788
現金及び現金同等物の期末残高	※1 8,265,788	※1 9,047,275

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- (2) その他有価証券
時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております(評価差額は全部純資産直入法により処理)。
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 製品、原材料
移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。
- (2) 貯蔵品
最終仕入原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物附属設備を含む)	5～65年
構築物	10～30年
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零(残価保証の取り決めがある場合は残価保証額)とする定額法によっております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。ただし、当事業年度末の年金資産見込額が、退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、前払年金費用として、投資その他の資産に計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、その発生時の翌事業年度から1年で費用処理することとしております。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく期末要支給額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理によっております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の金利変動リスク

(3)ヘッジ方針

基本的に将来の金利変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。

(4)ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため有効性の評価を省略しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 令和2年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

令和3年3月期の年度末より適用予定であります。

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

令和3年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は「金融資産に関する会計基準」の時価に適用されます。

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1. 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保資産

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
建物	243,000千円	231,907千円
土地	2,142,167千円	2,142,167千円
計	2,385,167千円	2,374,075千円

担保付債務

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	165,250千円	111,000千円
長期借入金	245,000千円	154,000千円
計	410,250千円	265,000千円

2. 当社は、運転資金の効率的な調達を行なうため、取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
貸出コミットメントの総額	1,500,000千円	1,500,000千円
借入実行残高	一千円	一千円
差引額	1,500,000千円	1,500,000千円

(損益計算書関係)

※1. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度46.4%、当事業年度46.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度53.6%、当事業年度53.9%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
給料及び手当	3,552,339千円	3,509,063千円
賞与引当金繰入額	208,045千円	206,926千円
退職給付費用	129,310千円	127,634千円
減価償却費	125,979千円	112,727千円
役員退職慰労引当金繰入額	30,642千円	90,266千円
貸倒引当金繰入額	1,393千円	△1,818千円

※2. 一般管理費に含まれる研究開発費は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
研究開発費	5,560千円	3,783千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,341,900	—	—	12,341,900

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	183	64	—	247

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加64株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月20日 定時株主総会	普通株式	308,542千円	25円	平成30年3月31日	平成30年6月21日
平成30年11月2日 取締役会	普通株式	333,224千円	27円	平成30年9月30日	平成30年12月3日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和元年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	333,224千円	27円	平成31年3月31日	令和元年6月20日

当事業年度(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,341,900	—	—	12,341,900

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	247	48	—	295

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加48株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和元年6月19日 定時株主総会	普通株式	333,224千円	27円	平成31年3月31日	令和元年6月20日
令和元年11月6日 取締役会	普通株式	370,248千円	30円	令和元年9月30日	令和元年12月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和2年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	370,248千円	30円	令和2年3月31日	令和2年6月22日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と、貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
現金及び預金勘定	8,265,788千円	9,047,275千円
現金及び現金同等物	8,265,788千円	9,047,275千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

主として、社内業務に係る資産(車両運搬具、工具、器具及び備品)であります。

②リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残価保証の取り決めがある場合は残価保証額)とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
1年内	171,793千円	184,882千円
1年超	222,404千円	242,350千円
合計	394,197千円	427,233千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定し、必要な資金については銀行等金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主に債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金の使途は運転資金であり、一部の長期借入金は金利変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の重要な会計方針「6. ヘッジ会計の方法」を参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については四半期ごとに時価の把握を行っております。また、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告等に基づき財務課が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注)2.を参照ください。)

前事業年度(平成31年3月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	8,265,788千円	8,265,788千円	—千円
(2) 売掛金	1,879,102千円	1,879,102千円	—千円
(3) 投資有価証券 その他有価証券	105,562千円	105,762千円	200千円
(4) 長期借入金(*1)	(653,530千円)	(654,195千円)	665千円
(5) デリバティブ取引	—千円	—千円	—千円

(*1)長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んだ金額で表示しております。

(*2)負債に計上されているものについては、()で示しております。

当事業年度(令和2年3月31日)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,047,275千円	9,047,275千円	—千円
(2) 売掛金	1,686,488千円	1,686,488千円	—千円
(3) 投資有価証券 その他有価証券	103,091千円	103,141千円	50千円
(4) 長期借入金(*1)	(611,653千円)	(611,613千円)	△39千円
(5) デリバティブ取引	—千円	—千円	—千円

(*1)長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んだ金額で表示しております。

(*2)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

債券は取引金融機関から提示された価格によっており、株式方式のゴルフ会員権については取引相場価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。なお、当事業年度の一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(5)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行なった場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算出する方法によっております。

(5) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(4)参照)

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	平成31年3月31日	令和2年3月31日
関係会社株式(子会社株式)	20,534千円	20,534千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成31年3月31日)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,248,405千円	—千円	—千円	—千円
売掛金	1,879,102千円	—千円	—千円	—千円
合計	10,127,507千円	—千円	—千円	—千円

当事業年度(令和2年3月31日)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	9,028,955千円	—千円	—千円	—千円
売掛金	1,686,488千円	—千円	—千円	—千円
合計	1,686,488千円	—千円	—千円	—千円

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(平成31年3月31日)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	254,877千円	189,144千円	125,104千円	62,204千円	22,201千円	—千円

当事業年度(令和2年3月31日)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	237,144千円	173,104千円	110,204千円	70,201千円	21,000千円	—千円

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式(子会社株式)20,534千円、前事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式(子会社株式)20,534千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成31年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
① 株式	—	—	—
② 債券	101,062	100,000	1,062
③ その他	—	—	—
小計	101,062	100,000	1,062
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
① 株式	4,500	4,500	—
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	4,500	4,500	—
合計	105,562	104,500	1,062

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%超下落した場合には全て減損処理を行ない、30~50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行なっております。

当事業年度(令和2年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
① 株式	—	—	—
② 債券	100,841	100,000	841
③ その他	—	—	—
小計	100,841	100,000	841
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
① 株式	2,250	2,250	—
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
小計	2,250	2,250	—
合計	103,091	102,250	841

(注) 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%超下落した場合には全て減損処理を行ない、30~50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行なっております。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(平成31年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(令和2年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
① 株式	3,300	1,050	—
② 債券	—	—	—
③ その他	—	—	—
合計	3,300	1,050	—

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前事業年度 (平成31年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	30,000千円	一千円	(注)

当事業年度 (令和2年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	一千円	一千円	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要
当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付企業年金制度及び確定拠出制度を設けております。確定給付企業年金制度では、給付と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,431,122千円	1,509,685千円
勤務費用	88,703千円	89,802千円
利息費用	2,862千円	3,019千円
数理計算上の差異の発生額	50,075千円	58,703千円
退職給付の支払額	△63,077千円	△44,206千円
退職給付債務の期末残高	1,509,685千円	1,617,003千円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
年金資産の期首残高	1,375,995千円	1,478,926千円
期待運用収益	20,639千円	22,183千円
数理計算上の差異の発生額	53千円	△59,978千円
事業主からの拠出額	145,315千円	167,073千円
退職給付の支払額	△63,077千円	△44,206千円
年金資産の期末残高	1,478,926千円	1,563,999千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,509,685千円	1,617,003千円
年金資産	△1,478,926千円	△1,563,999千円
	30,758千円	53,003千円
未認識数理計算上の差異	△50,021千円	△118,681千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△19,263千円	△65,677千円
退職給付引当金	一千円	一千円
前払年金費用	△19,263千円	△65,677千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△19,263千円	△65,677千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
勤務費用	88,703千円	89,802千円
利息費用	2,862千円	3,019千円
期待運用収益	△20,639千円	△22,183千円
数理計算上の差異の費用処理額	53,708千円	50,021千円
確定給付制度に係る退職給付費用	124,633千円	120,659千円

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
債券	42%	36%
株式	26%	21%
保険資産（一般勘定）	3%	3%
その他	29%	40%
合計	100%	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
割引率	0.2%	0.2%
長期期待運用収益率	1.5%	1.5%
予定昇給率	1.5%	1.3%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度35,787千円、当事業年度36,691千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	166,778千円	147,895千円
賞与引当金	85,494千円	83,885千円
未払事業税等	31,246千円	27,600千円
資産除去債務	27,075千円	27,451千円
ゴルフ会員権	30,333千円	17,953千円
未払社会保険料	12,045千円	12,247千円
減価償却費超過額	13,133千円	11,723千円
保険積立金	20,406千円	6,231千円
その他	16,886千円	5,584千円
繰延税金資産合計	403,400千円	340,574千円
繰延税金負債		
前払年金費用	△5,898千円	△20,110千円
資産除去債務	△9,227千円	△9,285千円
その他	△325千円	△257千円
繰延税金負債合計	△15,451千円	△29,653千円
繰延税金資産の純額	387,949千円	310,920千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
住民税均等割等	1.75%	1.72%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.09%	0.97%
役員賞与	0.76%	0.52%
その他	△0.24%	△0.21%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.98%	33.62%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

営業拠点用建物の不動産賃借契約に伴う原状復帰義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物の残存耐用年数と見積り、割引率は0%から2.266%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
期首残高	85,691千円	88,425千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,529千円	3,444千円
時の経過による調整額	1,277千円	1,311千円
資産除去債務の履行による減少額	△2,074千円	△3,529千円
期末残高	88,425千円	89,651千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	白蟻防除施工	床下等換気システム施工	基礎補修施工	その他	合計
外部顧客への売上高	5,875,285	3,157,891	4,271,463	1,196,562	14,501,203

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	白蟻防除施工	床下等換気システム施工	基礎補修施工	その他	合計
外部顧客への売上高	5,941,696	3,233,127	4,033,807	1,224,319	14,432,951

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
1株当たり純資産額	1,016円16銭	1,087円20銭
1株当たり当期純利益	122円81銭	128円06銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	1,515,720	1,580,466
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,515,720	1,580,466
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	12,341,683	12,341,615

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	12,541,077	13,417,810
普通株式に係る純資産額(千円)	12,541,077	13,417,810
普通株式の発行済株式数(株)	12,341,900	12,341,900
普通株式の自己株式数(株)	247	295
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	12,341,653	12,341,605

(重要な後発事象)

株式取得による企業結合

当社は、令和2年5月19日開催の取締役会において、株式会社ハートフルホームの株式を取得し、完全子会社化することを決議いたしました。同日付で株式譲渡契約を締結しております。

(1)企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業内容 被取得企業の名称 事業の内容	株式会社ハートフルホーム 建築・リフォーム事業
②企業結合を行なう主な理由	サービス分野の拡充と営業エリアの拡大
③企業結合日	令和2年7月1日(株式取得予定日)
④企業結合の法的形式	現金を対価とする株式取得
⑤企業結合後企業の名称	変更なし
⑥取得予定の議決権比率	100%
⑦取得企業を決定するに至った主な根拠	当社が現金を対価として全株式を取得するため

(2)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得原価の対価(現金)669,999千円

(3)主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー業務に対する報酬等 67,000千円(概算)

(4)発生するのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5)企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期 末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	3,441,872	15,865	1,767	3,455,971	1,993,654	70,456	1,462,316
構築物	247,040	1,140	—	248,180	194,238	7,281	53,942
機械及び装置	81,797	—	—	81,797	71,750	1,879	10,047
工具、器具及び備品	261,786	35,560	2,551	294,796	239,255	22,183	55,540
土地	2,952,605	—	—	2,952,605	—	—	2,952,605
リース資産	53,657	15,609	23,069	46,197	31,630	6,636	14,566
有形固定資産計	7,038,759	68,176	27,387	7,079,548	2,530,529	108,438	4,549,019
無形固定資産							
ソフトウェア	24,810	1,443	—	26,254	21,350	4,742	4,904
その他	19,283	—	—	19,283	4,291	242	14,991
無形固定資産計	44,093	1,443	—	45,537	25,641	4,985	19,895
長期前払費用	79,908	35,167	41,213	73,861	1,220	157	72,640
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	70,000	70,000	0.819	—
1年以内に返済予定の長期借入金	254,877	237,144	0.630	—
1年以内に返済予定のリース債務	4,300	5,441	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	398,653	374,509	0.649	令和3年～令和7年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1,676	10,145	—	令和3年～令和6年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	729,506	697,239	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間における返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	173,104	110,204	70,201	21,000
リース債務	3,764	3,764	2,596	19

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	51,036	1,529	249	23,027	29,288
賞与引当金	279,210	273,957	279,210	—	273,957
役員退職慰労引当金	544,672	90,266	151,937	—	483,001

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、ゴルフ会員権売却による取崩額19,800千円、債権の回収に伴う取崩額2,098千円及び一般債権の貸倒実績率による洗替額1,128千円であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	18,320
預金	
定期預金	4,787,672
普通預金	2,677,937
当座預金	1,563,345
計	9,028,955
合計	9,047,275

②売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
全国農業協同組合連合会茨城県本部	111,833
全国農業協同組合連合会千葉県本部	106,685
全国農業協同組合連合会神奈川県本部	95,840
全国農業協同組合連合会	94,304
株式会社J Aライフクリエイティブ福島	92,096
その他	1,185,728
合計	1,686,488

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
(A)	(B)	(C)	(D)		
1,879,102	15,711,466	15,904,079	1,686,488	90.4	41.5

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記の金額には消費税等が含まれております。

③製品

区分	金額 (千円)
床下等換気扇	62,503
束固定プレート	4,376
合計	66,879

④原材料及び貯蔵品

区分	金額 (千円)
原材料	
基礎補修材	46,675
薬剤等	21,728
床下等換気扇	15,043
調湿材	11,470
補強金物	8,294
その他	4,050
小計	107,262
貯蔵品	
書類等	33,442
消耗品等	32,411
切手・印紙等	1,263
小計	67,117
合計	174,379

⑤買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社コーシン・ハウスケアリング	125,659
住化エンバイロメンタルサイエンス株式会社	31,498
日星産業株式会社	24,261
株式会社真島製作所	20,517
ファイベックス株式会社	12,475
その他	76,193
合計	290,607

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	4,297,023	8,238,973	11,418,218	14,432,951
税引前 四半期(当期)純利益 (千円)	867,528	1,783,451	2,122,031	2,380,849
四半期(当期)純利益 (千円)	585,613	1,201,053	1,418,084	1,580,466
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	47.45	97.32	114.90	128.06

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益 (円)	47.45	49.87	17.59	13.16

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヵ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 — 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.asante.co.jp/
株主に対する特典	①対象株主 毎年9月30日、3月31日現在の株主名簿に記録された1単元（100株）以上保有している株主を対象 ②優待内容 三菱UFJニコスギフトカード1,000円分を贈呈

(注) 定款第8条において、単元未満株主は以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第46期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)令和元年6月20日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

令和元年6月20日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第47期第1四半期(自 平成31年4月1日 至 令和元年6月30日)令和元年8月6日関東財務局長に提出。

第47期第2四半期(自 令和元年7月1日 至 令和元年9月30日)令和元年11月14日関東財務局長に提出。

第47期第3四半期(自 令和元年10月1日 至 令和元年12月31日)令和2年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書
令和2年3月4日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和2年6月22日

株式会社アサント
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 戸 田 仁 志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 沢 琢 ㊞

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アサントの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アサントの令和2年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アサンの令和2年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アサンが令和2年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することになる。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年11月6日
【四半期会計期間】	第48期第2四半期(自 令和2年7月1日 至 令和2年9月30日)
【会社名】	株式会社アサンテ
【英訳名】	ASANTE INCORPORATED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮内 征
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿一丁目33番15号
【電話番号】	03-3226-5511(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 富永 哲夫
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿一丁目33番15号
【電話番号】	03-3226-5511(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 富永 哲夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第48期 第2四半期 連結累計期間
会計期間		自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日
売上高	(千円)	7,452,681
経常利益	(千円)	1,265,842
親会社株主に帰属する四半期純利益	(千円)	825,090
四半期包括利益	(千円)	866,218
純資産額	(千円)	13,820,963
総資産額	(千円)	17,308,074
1株当たり四半期純利益金額	(円)	66.84
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	(円)	—
自己資本比率	(%)	79.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	896,125
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△408,580
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△405,668
現金及び現金同等物の四半期末残高	(千円)	9,129,152

回次		第48期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 令和2年7月1日 至 令和2年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	40.80

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は、当第2四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前第2四半期連結累計期間及び前連結会計年度の主要な経営指標等については記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、令和2年7月1日付で、株式会社ハートフルホームの全株式を取得し、同社を連結子会社としております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループは、当第2四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期累計期間及び前連結会計年度末との比較分析は行っていません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用情勢が弱い動きとなっているなかで、企業収益も大幅な減少が続き、先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループの市場におきましては、国策の「既存住宅の長寿命化とメンテナンスを重視する方針」は不変で、莫大な潜在需要規模もそのまま存在するものと見ております。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気は依然として厳しい状況にあります。個人消費は持ち直しの動きがみられました。

このような状況下において、当社は成長戦略であるサービス分野の拡充と営業エリアの拡大における一段の進化を図るため、令和2年7月1日付で株式会社ハートフルホームの全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、当社はお客様並びに従業員の安全を最優先に考え、第1四半期に全営業拠点において新規のお客様に対する訪問営業を一定期間自粛いたしました。一方で、当社事業の社会的責任を考慮し、白蟻対策の必要性を訴求するための広告宣伝活動、お客様からの申込対応及び既存のお客様への対応は、感染対策に十分な注意を払いながら取り組んでまいりました。

その後、緊急事態宣言の解除に伴い新規の訪問営業も順次再開し、6月以降には全営業拠点で活動を再開いたしました。消費マインドの冷え込みや感染拡大への警戒から営業活動も制限される等、新型コロナウイルス感染症による影響は続きました。

① 財政状態の状況

当第2四半期連結会計期間末における資産は、17,308百万円となりました。

流動資産は11,445百万円となり、主な内訳は、現金及び預金9,129百万円、売掛金1,879百万円であります。固定資産は5,862百万円となりました。

負債は、3,487百万円となりました。流動負債は2,791百万円となり、固定負債は695百万円となりました。

純資産は、13,820百万円となりました。主な内訳は、利益剰余金11,839百万円であります。

この結果、自己資本比率は79.9%となりました。

② 経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間の売上高は7,452百万円、売上総利益は5,334百万円、営業利益は1,166百万円、経常利益は1,265百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は825百万円となりました。

(経営成績に関する特記事項)

当社グループの業績（特に利益）は、第2四半期連結累計期間に偏重する傾向があります。これは、例年5月をピークとして4月から7月頃まで、白蟻の活動が活発化し、白蟻防除関連の売上高が増加するためであります。この季節の変動により、四半期連結会計期間末ごとの財務内容、経営指標にも変動が生じます。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、9,129百万円となりました。

営業活動により増加した資金は896百万円となりました。主な増加要因は、税金等調整前四半期純利益1,265百万円、主な減少要因は、法人税等の支払額327百万円であります。

投資活動により減少した資金は408百万円となりました。主な減少要因は、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出419百万円であります。

財務活動により減少した資金は405百万円となりました。主な減少要因は、配当金の支払額364百万円でありま

す。

(3) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は0百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	42,000,000
計	42,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (令和2年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和2年11月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,348,500	12,348,500	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	12,348,500	12,348,500	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和2年8月11日	6,600	12,348,500	4,785	1,161,195	4,785	861,195

(注) 令和2年8月11日を払込期日とする譲渡制限付株式報酬としての新株式発行により、発行済株式総数が6,600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ4,785千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

令和2年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ムネマサ	東京都杉並区永福一丁目39番23号	3,750,000	30.37
宗政 誠	東京都杉並区	856,425	6.94
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	476,900	3.86
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ 森タワー)	368,009	2.98
渋谷 健一	東京都調布市	361,000	2.92
アサンテ従業員持株会	新宿区新宿一丁目33番15号	321,275	2.60
GOLDMAN SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ 森タワー)	287,500	2.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	248,800	2.01
宗政 ヨシ	東京都杉並区	225,000	1.82
宗政 和美	東京都杉並区	225,000	1.82
計	—	7,119,909	57.66

(注) 上記大株主の宗政誠氏は、令和2年2月21日に逝去されましたが、令和2年9月30日現在において相続手続きが未了のため、同日現在の株主名簿に基づき記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和2年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,342,400	123,424	—
単元未満株式	普通株式 5,900	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	12,348,500	—	—
総株主の議決権	—	123,424	—

② 【自己株式等】

令和2年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アサンテ	東京都新宿区新宿一丁目 33番15号	200	—	200	0.0
計	—	200	—	200	0.0

(注) 単元未満株式95株を保有しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

なお、当社は当第2四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、比較情報を記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(令和2年7月1日から令和2年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(令和2年4月1日から令和2年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(令和2年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	9,129,152
売掛金	1,879,557
製品	71,894
仕掛品	28,180
原材料及び貯蔵品	180,910
その他	156,970
貸倒引当金	△1,328
流動資産合計	11,445,337
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	1,455,373
土地	2,981,584
その他（純額）	168,961
有形固定資産合計	4,605,920
無形固定資産	
のれん	486,154
その他	46,391
無形固定資産合計	532,546
投資その他の資産	
その他	752,701
貸倒引当金	△28,430
投資その他の資産合計	724,270
固定資産合計	5,862,737
資産合計	17,308,074
負債の部	
流動負債	
買掛金	334,881
短期借入金	70,000
1年内返済予定の長期借入金	263,952
未払法人税等	450,254
賞与引当金	270,321
その他の引当金	19,800
その他	1,382,606
流動負債合計	2,791,816
固定負債	
長期借入金	455,600
退職給付に係る負債	3,994
資産除去債務	90,309
その他	145,391
固定負債合計	695,295
負債合計	3,487,111

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(令和2年9月30日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	1,161,195
資本剰余金	861,195
利益剰余金	11,839,788
自己株式	△584
株主資本合計	13,861,593
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	540
退職給付に係る調整累計額	△41,170
その他の包括利益累計額合計	△40,630
純資産合計	13,820,963
負債純資産合計	17,308,074

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
売上高	7,452,681
売上原価	2,117,988
売上総利益	5,334,692
販売費及び一般管理費	※1 4,168,104
営業利益	1,166,588
営業外収益	
受取利息	696
雇用調整助成金	44,394
受取保険金及び配当金	62,020
その他	2,612
営業外収益合計	109,724
営業外費用	
支払利息	2,889
リース解約損	2,636
支払手数料	4,504
その他	439
営業外費用合計	10,469
経常利益	1,265,842
税金等調整前四半期純利益	1,265,842
法人税、住民税及び事業税	342,154
法人税等調整額	98,597
法人税等合計	440,752
四半期純利益	825,090
親会社株主に帰属する四半期純利益	825,090

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自 令和2年4月1日
至 令和2年9月30日)

四半期純利益	825,090
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△43
退職給付に係る調整額	41,170
その他の包括利益合計	41,127
四半期包括利益	866,218
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	866,218

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自 令和2年4月1日
至 令和2年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	1,265,842
減価償却費	96,345
のれん償却額	18,005
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	250
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△3,636
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	12,447
受取利息及び受取配当金	△696
支払利息	2,889
リース解約損	2,636
売上債権の増減額 (△は増加)	△180,972
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△19,718
仕入債務の増減額 (△は減少)	4,940
その他	△5,464
小計	1,192,870
利息及び配当金の受取額	694
利息の支払額	△2,842
法人税等の支払額	△327,661
保険金の受取額	35,702
リース解約損の支払額	△2,636
営業活動によるキャッシュ・フロー	896,125
投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△38,506
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△419,275
その他	49,201
投資活動によるキャッシュ・フロー	△408,580
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	81,198
長期借入金の返済による支出	△126,822
配当金の支払額	△364,757
その他	4,712
財務活動によるキャッシュ・フロー	△405,668
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	81,876
現金及び現金同等物の期首残高	9,047,275
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 9,129,152

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

当第2四半期連結会計期間より、令和2年7月1日付で、株式会社ハートフルホームの全株式を取得し、同社を連結の範囲に含めております。

(追加情報)

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

当社グループは、当第2四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しております。

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりであります。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 株式会社ハートフルホーム

(2) 非連結子会社の数 1社
非連結子会社の名称 株式会社ヒューマン・グリーンサービス
(連結の範囲から除いた理由)
株式会社ヒューマン・グリーンサービスは小規模であり、合計の総資産、売上高、四半期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社
該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称
株式会社ヒューマン・グリーンサービス
(持分法を適用しない理由)
株式会社ヒューマン・グリーンサービスは、四半期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても四半期連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の四半期決算日は、四半期連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

i 子会社株式(持分法を適用しない非連結子会社)
移動平均法による原価法によっております。

ii その他有価証券
時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております(評価差額は全部純資産直入法により処理)。
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

i 製品、原材料

移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。

ii 貯蔵品

最終仕入原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。

iii 仕掛品

個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物附属設備を含む) 5～65年
構築物 10～30年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零(残価保証の取り決めがある場合は残価保証額)とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当四半期連結累計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当四半期連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生時の翌連結会計年度から1年で費用処理することとしております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の金利変動リスク

③ヘッジ方針

基本的に将来の金利変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。

④ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

7年間の定額法により償却しております。

(7) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(8) その他四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 1. 販売費及び一般管理費のうち主要な科目及び金額は、次のとおりであります。

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月 30 日)
給料及び手当	1,763,872千円
賞与引当金繰入額	203,503千円
退職給付費用	92,350千円
役員退職慰労引当金繰入額	12,447千円

2. 当第 2 四半期連結累計期間(自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月 30 日)

当社グループの売上高は、第 2 四半期連結累計期間に受注が集中するため、第 2 四半期連結累計期間の売上高が他の四半期連結会計期間と比較して増加する傾向にあります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第 2 四半期連結累計期間 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月 30 日)
現金及び預金勘定	9,129,152千円
現金及び現金同等物	9,129,152千円

(株主資本等関係)

当第 2 四半期連結累計期間(自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 9 月 30 日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
令和 2 年 6 月 19 日 定時株主総会	普通株式	370,248千円	30円	令和 2 年 3 月 31 日	令和 2 年 6 月 22 日	利益剰余金

2. 基準日が当第 2 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 2 四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
令和 2 年 11 月 6 日 取締役会	普通株式	370,446千円	30円	令和 2 年 9 月 30 日	令和 2 年 12 月 1 日	利益剰余金

(企業結合等関係)
取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業内容 被取得企業の名称 事業の内容	株式会社ハートフルホーム 建築・リフォーム事業
②企業結合を行なった主な理由	サービス分野の拡充と営業エリアの拡大
③企業結合日	令和2年7月1日
④企業結合の法的形式	現金を対価とする株式取得
⑤結合後企業の名称	変更なし
⑥取得した議決権比率	100%
⑦取得企業を決定するに至った主な根拠	当社が現金を対価として全株式を取得したため

(2) 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
令和2年7月1日から令和2年9月30日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得原価の対価(現金) 669,999千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

①発生したのれん ②発生原因 ③償却方法及び償却期間	504,160千円 当社の主力事業である総合ハウスメンテナンスサービスとの相乗効果により事業拡大が期待される超過収益力 7年にわたる均等償却
----------------------------------	--

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
1株当たり四半期純利益	66円84銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	825,090
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	825,090
普通株式の期中平均株式数(株)	12,343,444

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第48期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)中間配当について、令和2年11月6日開催の取締役会において、令和2年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|-----------|
| ① 配当金の総額 | 370,446千円 |
| ② 1株当たりの金額 | 30円00銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 令和2年12月1日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和2年11月6日

株式会社アサシテ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事業所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福 井 聡 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 沢 琢 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アサシテの令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（令和2年7月1日から令和2年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アサシテ及び連結子会社の令和2年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象に含まれておりません。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

